

平成29年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成29年6月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成29年6月15日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第39号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

事前質疑

1. グランドルール協定書について

報告事項

1. リニア中央新幹線の進捗状況について
2. 大森台（櫛ヶ丘）宅地開発事業の経緯について
3. 「農地保全と農地活用ビジョン」の改訂について
4. 可児ビジネスカフェについて
5. 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の制定について
6. 二野地区で計画している土壌処理事業に関する報告
7. 可児市文化創造センターの大規模改修について

協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて
2. 次期委員会への引き継ぎ事項について

5. 出席委員（7名）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 天羽良明 | 副委員長 | 勝野正規 |
| 委員 | 亀谷光 | 委員 | 伊藤健二 |
| 委員 | 川上文浩 | 委員 | 渡辺仁美 |
| 委員 | 高木将延 | | |

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 観光経済部長 | 渡辺達也 | 市民部長 | 吉田隆司 |
| 建設部長 | 三好英隆 | 水道部長 | 丹羽克爾 |
| 市民部参事 | 村瀬雅也 | 産業振興課長 | 加納克彦 |
| 地域振興課長 | 井藤裕司 | 環境課長 | 杉山徳明 |
| 人づくり課長 | 遠藤文彦 | 都市計画課長 | 田上元一 |

建築指導課長 渡 辺 聡

施設住宅課長 吉 田 順 彦

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局
書 記 渡 邊 ち え

議会事務局
書 記 林 桂 太 郎

○委員長（天羽良明君） 委員の皆様、おはようございます。

少しお時間が早いですが、委員会を始めさせていただきたいと思います。

きょうはケーブルテレビ可児の報道が入っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。
委員の皆様にご連絡いたします。

例年、委員会冒頭に委員と部課長より御挨拶をいただいておりますが、今回から各委員会の担当部課長の名簿をお配りすることとさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

ただいまから建設市民委員会を開会します。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

議案第39号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（渡辺聡君） 資料番号1と5を御用意ください。

議案第39号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まずは資料番号5の4ページをごらんください。

条例改正の趣旨としましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が施行されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令が改正されました。可児市手数料条例においてはこの省令を引用しておりますが、省令の改正による引用条項のずれを改めるものです。

資料番号1の議案書49ページをごらんください。

下線部分の3カ所が引用条項の条ずれを修正した箇所になります。条ずれの修正のみで、条例の内容や手数料については変更ございません。

施行の日は、公布の日からとさせていただきます。以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第39号についての質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終了します。

これより議案第39号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第39号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

続いて、議事の都合により暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前9時02分

再開 午前9時02分

○委員長（天羽良明君） 委員会を再開させていただきます。

お諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、2番、事前質疑1. グランドルール協定書についてを議題といたします。

質問者であります伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 以前から議論になっておりまして、平成29年3月末で協定が更新された、もしくは変更されたと思われまます下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づくグランドルールの案件に関しまして、協定の資料を御提示いただきたいということでお願いしました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（天羽良明君） この件につきまして、執行部の説明を求めます。

○市民部長（吉田隆司君） おはようございます。

それでは、資料番号1-2のほうをごらんいただきたいと思ひます。

なお、最初で申しわけございませんが、1の2の最初の合理化協定に基づく転換業務確認書の裏面を見ていただきますと、済みません、これコピーの関係で同じページをコピーしてあるみたいでございまして、この裏のページは済みませんが削除ということで、同じものでございまして、1ページ目を使ってお願ひしたいと思ひます。

資料につきましては、3者と結びました合理化協定に基づく転換業務確認書の写しを添付させていただいております。3者との合意につきましては、本年平成29年3月末までに3者と合意をいたしました。ただ、契約そのものは日付といたしましては平成29年4月1日付で契約確認書そのものは結んでおりますので、よろしくお願ひします。

それでは、詳細につきまして、環境課長のほうから説明申し上げます。

○環境課長（杉山徳明君） おはようございます。よろしくお願ひします。

今、部長がお話をしましたとおり、3者とも同じ内容でございまして、資料の1-2の1ページと1者分のみを説明させていただいて、あとは補足をさせていただきますので、お

願います。

初めに、合理化協定の今回の見直しにつきましての概略をお話しさせていただきます。

今回見直しをかけましたのは、3次協定、いわゆる2回目の修正という形になっております。今回の修正の中で、あるいは改定の中で一番重要なというふうに考えておりますのは2点ございます。

1つは、見直しに当たって、今までの協定ですと、つなぎ込みによる減少分といいますのを補償する支援内容ということで協定が結ばれておりました。今回は、現在の業務支援を行っている転換業務の内容で、それ以上のつなぎ込みによる減額分を補償しない、あるいは要求しないというものになったのが1点目、そしてもう一点が、期間を10年ということで、合理化事業計画に基づく10年という区切りをもって、この2次協定までは定めておりますけれども、今回は期間を定めないということで、その理由については、下水道の普及がおおむね開始から20年たちまして普及率が90%を超えているという現在で、つなぎ込みによる大幅な、あるいは急激な変化が予測できないと。今以上につなぎ込みがあるとか、そういったものがないということが大きな要因、そして、今後も残業務は必ず残っていくというふうに考えておりますので、その残業務に著しい変化がない限りは、協定の期間を定めなくても、今後最後の一件までし尿くみ取りが健全にできるようにということ趣旨としておりますので、期間を定めないというふうになっております。ただし、何らかの形で互いに疑義が生じた場合については、その都度、協議していきましょうという内容になってございます。

それでは、資料に戻っていただきまして、概略だけを御説明させていただきます。

前文につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的によって協定を結んでおるものですよということがここに書いてございます。

今までの協定を結んできました経緯が平成7年6月14日付の合理化問題に関する基本協定に基づきというところから結んでおりますということを書かせていただいて、現にここに掲載してあります基本協定、または平成9年3月5日付で締結しました合理化事業に関する協定書、そして平成19年9月7日に締結しました合理化事業に関する協定書については、それぞれが生きた状態のままであるということを示してございます。

そして、中段、可児市がというところが6行目になっておりますけれども、可児市が整備する下水道施設及び農業集落排水処理施設では、その供用率に今後急激な変化が見受けられないと予測されることからという、これが先ほど御説明した2点目です。

現在の転換業務を以後の転換業務とみなしというところが2点目、甲可児市と各事業者、このページですと、有限会社可児エスコとなっておりますが、並びに連帯債務者として、岐阜県環境整備事業協同組合が協定を結ぶものですということで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、先ほどの特別措置法の趣旨を尊重し、本確認書を締結するものですと。今後、締結後は、転換業務の提供を支援内容とし、市民ニーズを最優先にした業務展開を目指し、残業務が安定的に適切処理されるように本書3通をつくったものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目からが転換業務等に関する確認事項ということでございます。

1つ目は、転換業務そのものについて示してございます。2つ目が残業務です。し尿くみ取りと浄化槽があるよということが示してありまして、浄化槽については、現在、組合のほうを中心に3業種連携維持管理業務とか、いろいろやっぺらっしゃるので、そのことが触れてございます。ページ3枚目に3として、連帯債務者という形でまとめてございます。丙組合は、この協定の締結事項に関して、市に対して事業者と連携して責務を負うものであると。また、組合は、事業者に対して、市と連携して責務を負うものであるということ、組合が両者に責務を持った状態で連携的に継続した事業を進めていくというふうにごうておるものでございます。

そして4で、災害時における対策として、無償団体救援を進めていただき、県とそういう協定を結んでもらっていますので、ここでも示してもらってございます。

1枚おめくりいただきまして、当該業者の転換業務量でございます。このページが、それぞれの業者と結ばせてもらった最後のページになります。ここに書かせていただいたような業務内容を今後も転換業務として支援していくということでございます。

3ページほどめくっていただきますと、ウルオス株式会社の転換業務内容が掲示してございますし、また3枚めくっていただきますと、有限会社御嵩衛生社の業務内容が書かれておるものでございます。

協定の中身につきましては以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 概略は大体わかりましたが、この資料の2の残業務の中の3ページ目ぐらいのところに、らくらく一括契約の云々という欄がありますが、わかりますか、場所。

この岐阜県浄化槽生涯機能保証制度という制度であるとか、これに登録されている市町村設置型浄化槽であるとか、こうした浄化槽関係に関する全データは、可児市の環境課で全て把握されている。お尋ねすれば、それは全部把握することはわかる。公開情報として出していただくことはできますか。

○環境課長（杉山徳明君） 浄化槽台帳というものを持っていますので、どなたが浄化槽に接続されていらっしゃるということについては確認できるものがございます。しかし、一部どなたが浄化槽を使っぺらっしゃるとか、下水につながっているとかということについてはお示しできない場合もございまして、個別に確認していただくことになると思います。

○委員（伊藤健二君） あと、これまでは協定の終結を迎える段階でその都度協議を繰り返してきたわけですが、今後の運営としては、定期的な協議だとか意見交換等については、必要があるとどっちかが認めない限りは行わないという解釈でしょうか。その辺の業界団体との関係協議についてはどうなるか。

○環境課長（杉山徳明君） 恐らく2つのことが考えられると思います。1つは、岐阜県環境整備事業協同組合に対する接触の問題だと思うんですけど、それについては、研修会等を毎

年開いていただいておりますし、浄化槽関係の技術者研修も開いていただいておりますので、その都度、そういった内容の中で接触をしたり協議をしたりということはあろうかと思えます。

もう一点が、地元の事業者との関係だと思えます。それについては、昨年度も本年度もやっておりますけれども、つなぎ込みの実績とか、それからし尿くみ取り、あるいは浄化槽についての課題、あるいは事故、事件等に関する情報共有とか、あるいは今お話になったらくらく契約に関するものとか、事業者が知り得るのが早い情報は、私のほうにできるだけ早く下さいねと。私のほうで知り得て、協議が必要なものについては、事業者にも都度相談をして、あるいは協議をして今までも進めてまいっておりますので、今後も個別の協議も、それから全体の協議もあわせて進めていくことになると思っています。そして、毎年度、決算額に応じて、つなぎ込みによる減少分とか、あるいは業務全体の総枠というものについては把握をしてございますので、それには事業者からの情報提供が必要になりますので、今後も良好な関係は進めていきたいというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） 最後に、平成28年度の決算が出る9月議会が開会される前に、平成28年度のくみ取り関連業者、し尿処理業者の委託をした転換業務の決算状況について、例年のとおり提示をしていただくという点については変わりませんね。それは議会に対する報告をしていただくということでしょうか。

○環境課長（杉山徳明君） 昨年の決算のときにもお話をさせていただいたと思えますけれども、表がございまして、その表を個別にお渡ししたかと思えます。したがって、そんな形で進めていけばよいのかなというふうに思っていますけど。

○委員（川上文浩君） この転換業務なんですけれども、これは明らかに契約事なのでもらえるものが前提ですよね。ですから、その業務内容についてはよくよくチェックをして指導をしていかなくちやいけないだろうと思うので、7・15のときにメーターの云々というような問題もありまして、あれはうやむやになっていきますけれども、非常にそういった業務になってくると、あるものとなってくると、非常にその内容についてはしっかりと見ていかないと、もうこれはもらえるものとなってくると、どうしても気が抜けてしまうところもあるので、いろんな業務内容を見ると、本当に市民生活に直結するような内容も多々含まれていますから、緩みのないように出したほうでしっかりチェックするということが当然のことなので、よろしくお願ひしたいと思います。

○環境課長（杉山徳明君） 御指摘のとおりだと思っていますので、環境課は業者全体の中で指導させてもらっていますし、個別の業務については、発注元の課がございまして、そこでしっかり管理してもらおうというような形で現在も進めていますので、今後もそのように十分監視も含めて進めたいと思っていますので、御報告します。

○委員長（天羽良明君） ほかにございせんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時19分

再開 午前9時20分

○委員長（天羽良明君） 会議を再開いたします。

続きまして、3. 報告事項、1. リニア中央新幹線の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建設部長（三好英隆君） 皆さん、おはようございます。

建設部のほうから報告事項ということで、きょうは2点、報告をさせていただきます。

リニア中央新幹線の進捗状況について、都市計画課からと、大森台（櫛ヶ丘）宅地開発事業の経緯について、建築指導課のほうから説明をさせていただきます。また、大森台につきましては、終了後、現地視察ということですので、ちょっときょうは暑いと思いますので、よろしく願いをいたします。

では早速でございますけど、担当のほうから説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○都市計画課長（田上元一君） おはようございます。

そうしましたら私のほうからは、リニア中央新幹線事業の進捗状況についてということで御報告をさせていただきます。

これにつきましては、おおむね半年に1回、委員会にて報告をしてきたところでございますので、昨年12月議会の建設市民委員会で報告した以降の状況について御報告をさせていただきたいというふうに思います。お手元には2種類の資料を御用意させていただいております。

1つは、中央リニア新幹線動向一覧ということで、これまでの建設市民委員会で提出をいたしました資料の追記分ということになります。

もう一つは、大萱地区、大森地区、それぞれの動きを取りまとめたものでございます。

まずは、中央新幹線事業の動向一覧ということでお願いをしたいと思います。これにつきましては、縦軸のほうでJR東海及び国の動きということ、そして、市の動き、考えをということで取りまとめをしております。横軸で時間軸で項目を取りまとめさせていただいております。

前回、平成28年12月16日の建設市民委員会以降の動きとしては、2枚目の一番下ということになりますけれども、動きとしては、ほぼJR東海、国・県の動きということになるかと思っております。県内の状況といたしましては、工事契約が瑞浪市と中津川市、瑞浪市は日吉町、中津川市は山口というところですが、それぞれ進んでおります。瑞浪市の日吉町のほうでは、本格的に工事が始まったところでございますし、また中津川市の山口のほうでは工事説明会が行われて、いよいよ工事着工の段階に入ったというところでございます。

可児市につきましては、この動向一覧については大きな動きのほうはございません。

次に、2枚目のほうの資料をお願いいたします。

まずは、大萱地区の状況について御説明をいたします。

さきの一般質問のほうでもお答えをさせていただいておりますが、大萱地区につきましては、リニア大萱対策委員会とJR東海の間で対等な立場でさまざまな課題について話し合う協議会という形で話し合いを継続して行われております。現在の状況といたしましては、大萱自治会とJR東海の意見が平行線ということで、その状況が続いているというような状況でございます。

市のほうといたしましては、引き続き地元のほうになるべく足しげくお邪魔をいたしまして、JR東海や国や県の動向などを的確にとにかく地元のほうには御提供すると。それから、地元の皆さんが納得できるような状況をつくれるように、JR東海に働きかけをするというようなことで、粘り強く行っているという状況でございます。

次に、大森地区の状況について御説明をいたします。

これもさきの一般質問のほうでお答えをさせていただきましたが、大森地区につきましては、非常口が設置をされるということになっておりまして、土地の使用所有者でございます大森財産区とJR東海との話し合いが済みまして、JR東海が地質調査を初めとした各種調査を行い、地元との本格的な用地の交渉に入りまして、平成29年4月21日に大森財産区管理会で、JR東海側からすると用途取得に関することとなりますが、補償額が提示をされまして、5月19日の大森財産区管理会でこれらについての同意が得られたというところでございます。

今後の予定ということになりますが、土地売買の仮契約を締結いたしますとともに、同地内にごございます埋蔵文化財の調査のほうをJR東海の委託を受けて、私どもの文化財課のほうで実施をいたします。あわせて当地が保安林であるということでございますので、保安林解除の手のほうもあわせてJR東海のほうで進めてまいるということで、用地の売り渡し、それから旧慣使用权廃止に係る議案については、平成29年9月議会に上程をするということと予定をいたしているところでございます。

裏面の概要図のほうを少し見ていただきたいと思います。赤枠で囲ってありますAのところは非常口として用地を、我々のほうでいうと売り渡し、JR東海でいうと取得するところになってございます。

次に、緑色の実線と点線につきましては、その非常口から本線への斜坑ということで、実線部分が地下50メートルから30メートル未満ということで、地上権を設定するところになってございます。

次に、青色の実線と点線は、県道の多治見白川線からのいわゆる管理用通路でございます。点線の部分については既に道路があるところでありまして、実線については新設、新たに道路を築造するところということで、この区間については、通行地役権は設定をするということになってございます。

ちなみに茶色の点線は、青の点線から続く既設の道路ということで、松伏団地までつながっている道路ということになります。

大森地区につきましては、用地の売り払い取得という新たな段階に入っておりますので、市のほうといたしましても、これまで以上に地元やJR東海との間に立って、事業が円滑に進んでいくように調整を図っていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） どうも説明御苦労さまでした。

大森の山岳非常口の建設に伴う財産区の土地の売り渡し云々という流れの中での説明です。Aで囲んだいわゆる非常口ヤードとして、ヤードですから、一定のエリア部分をつくろうということだと思んですけど、赤く囲まれて、ひょうたんの先にノズルがくっついたような格好をしている。この部分が一定の面積で開発をして、細かい形状はわかりませんが、そこに用地を取得している部分。それが2万3,000平米ということなんですね。

私まず聞きたいのは、前の一般質問でも細かい情報はないということでしたので、用地のことは聞きません。それで、その後の新設管理道路と既設の管理道路に係る点なんですけど、まずこの道路なるものが道路の面積の集積した計算値が1万9,400平米ということで、赤枠で囲んだところより小さいですから、これが長さがどれだけで幅がどれだけなのかなというのがまず質問なんです。もちろん山の中の道路ですから、みんな均質にぴったり10メートルの幅でつくれるとは思えません。ですから、概略どの程度の道ということでもいいんですけど、新設管理道路というのは、このヤードをつくることによって、そこからさまざまな機材をそこへ運び込んだり運び出したりという関係で必要になってくる道路というふうには当然理解できますので、この青い実線の部分、濃紺の実線部分の設計道路幅及び長さが1つ、それから既設道路については、当然改修が出るんじゃないかと思われまして。現状で実際に私が歩いてみたときには、これが三、四メートルのところも多いんです。大型のダンプカーがもし土砂を載っけて運ぶとなれば、路肩を壊すことも含めて考えられるということが1つと、仮に10メートルの幅であっても1.9キロの長さがあることに計算上なりますので、実際にはもうちょっと狭いだろうから、それで考えると、長い距離を山の高さ、等高線で計算してみますと、数十メートルの落差が出るわけですね。そうしますと、そこを上りおりしていく、荷物を積んだ大型のダンプカー、トラックが行くわけですから、当然1台入っていけば交互通行するような状況にはないと思われるし、その辺、遊びの土地というか、交互に行き交う、電車でいえば駅の部分といいますか、相互に入れかえするところの余裕のエリアが要るかと思えます。そういうのを含めて考えているのか、いやいや1台入ったら、次が出てくるまで入れさせないというふうで出口でストップをかけるような話なのか、どのような想定をしているかというのは、この面積を出す上では必要な考えですので、当然出ているであろうということで、わかる範囲で、この道路状態について教えてください。

最後に、この管理はどうしていくのか。保全協定を結んでいくことに当然なると思えます

けど、その管理協定で、これまで予定した内容と変更をして拡幅しなきゃいけないとか、一般通行人については規制をせざるを得ないというような状況が出たときに、そういう変更について当初設定した管理内容に対する変更は事前に一定の誠実な期間を保証した上で変更提起して、そして、市側、一般住民側の了解を得てから行うという基本スタンス、いわゆる誓約条項といいますか、我々の側に主体的権限があるということについては理解をさせてもらわんといかんと思うし、その立場でやっていただきたいと思うけれども、その辺の考えはどうなんですか。管理道路協定運用の関係について、ちょっとお尋ねします。3点です。

○都市計画課長（田上元一君） 御質問ありがとうございます。

まず、いわゆる管理用道路ということで、通行の地役権の設定をさせていただくことになります。道路幅員については、5メートルということになってございます。今、委員御指摘のとおり、すれ違う云々ということがございますので、正確な地点はわかりませんが、各地点に待ち場といいますか、それはポイントポイントにつくってございます。そうした形状になってございます。

それから、既設の部分につきましては、現状かなり勾配がきついようなところもございしますので、そちらについては改修をしながら工事車両がスムーズに入れるような改修も含めて考えているということでもあります。当然ながらそうなりますと、のり切りの関係もございしますので、それを含めた形での権利の設定というふうに理解をしているところでございます。

それから、全線長さにつきましては、おおむね1キロぐらいになろうかなと思いますが、半分半分ぐらいというふうに御理解をいただければよろしいかというふうに思います。

管理協定の件でございます。これにつきましては、権利の設定、用地も含めて設定までにあわせて管理協定を締結するというところで、今詳細を詰めているというふうに聞いてございます。まずもって、底地の権利は大森財産区にございます。それをJR東海のほうで通行地役権をもって使わせていただくという形になります。現状でも当然ながら、例えば地域の方が散歩されるとか、そんなようなこともありますので、それを全てシャットアウトする、JR東海のみにとりするようなことはないというふうに聞いてございます。その運用につきましては、管理協定を結び、それから運用後にそれぞれでそごがある場合には、当方が協議をしながら進めていく、詰めていく、修正をかけていくというのが必ず条項のほうに載ってございますので、運用の中で修正というのはあり得るかなというふうに理解をいたしております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 運用については修正を含めて詰めていくということで、それは当然のことだと思うんですが、どっちにしても、まず管理協定を設定したときに、きちっと大きな変更点、あるいは住民のその他の一般通行人、あるいは関係者の利用に関しての安全確保については、最大限の保証をしていく、最大限の立場できちっとやっていくということについて、事業主側、いわゆるJR東海側にきちっと協定の中でもその趣旨を明示していくという点では、やっていくという立場でよろしいんですね。

○都市計画課長（田上元一君） それで結構だと思います。まだ詳細を詰めている段階なので、

詳細なことは申し上げられないとは思いますが、少なくとも現状で御利用されていらっしゃる地域の方々、それからそういうものを阻害するという事は当然あってはなりませんし、また一方で、これから使用されるＪＲ東海側と地元の方のそごが生じないというのが大前提でございますので、そうしたことを管理協定の中できちんと明示しながら進めてまいるといふふうにお聞きをいたしております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 今予定ですので、概要図なんですけれども、新設管理道路から既設管理道路を使って、こちらへ工事車両が搬入すると。これはほぼ決定なんですか。

○都市計画課長（田上元一君） 基本的にはこの道路を使ってということになります。

○委員（川上文浩君） それ以外に、後で出てきますけれども、大森台の櫛ヶ丘の開発とかでも工事車両が結構出入りしていて、桜ヶ丘とか皐ヶ丘とかを抜けていくわけなので、旧248号側へ道路を新設して、そっちへ工事車両を逃がすというような考えはないわけですか。

○都市計画課長（田上元一君） これは一般質問の御答弁でもさせていただきましたけれども、まだこれから工事の計画というのをＪＲ東海と工事業者のほうで設定をします。それをもって地元とお話し合いということになりますので、例えば極論になりますが、大森新田の交差点を通行はなるべく御遠慮願いたいという御要望の中で、じゃあそれをどうしていくのかというのは、まさにそこが工事計画を地元とお話の中で詰めていくということになるかと思っておりますので、今この段階でどちらにいったらいいかというのはなかなか申し上げられないんですが、我々のほうも大森新田の交差点の今の住宅街、それから櫛ヶ丘の問題というのは大変理解をしておりますので、それを踏まえた上でＪＲ東海のほうとは協議をしていきたいというふうを考えております。

○委員（川上文浩君） 当然これはＪＲ東海と国・県のほうにボールが行っているもので、市とすると、やはり市民生活を最優先に考えて、要求するところは市民の立場に立って要求してもらいたい。交渉窓口は都市計画課になるわけですので、強くその辺のところは、国・県、それからＪＲ東海に要望して、極力この県道多治見白川線に入らせないような工夫をしていただくということをお願いします。

○都市計画課長（田上元一君） 御意見を承りましたので、今後の協議の中でしっかりと反映してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（亀谷 光君） ことし平成29年2月の大森新田の自治会で説明会を、進捗状況を説明されたんですが、この会議のときに、特段、大森新田の住民の方から何か意見というか、それはございましたか。

○都市計画課長（田上元一君） これは以前にもお話をさせていただいておりますけれども、もともとこの大森非常口につきましては、もう少し大森新田の交差点に近い位置にあるということが、当初の予定ではそういうふうになってございました。それについて、ＪＲ東海のほうで地元のお声を参考にしながら現在の位置に変更いたしました。それを地元のほうに御説明をいたしましたのが平成28年3月ということになりますので、そこでおおむね地元の自治会としては、位置については了解ということになりますので、その後はその了解をもと

に各種の調査、それから作業は進んだというふうに理解いたしておりますので、地元の自治会としての理解としては得られているというふうに私は理解しております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） ちょっと忘れたのでお聞きしますが、笹洞ため池に隣接する形で新設道路がつくられるという計画です。

そこで、ため池に対する事前の対応、それから工事途中でどしゃ降りの雨が降れば、汚泥の流入その他、既にこの近くには市のストックヤードも別の工事でやられているわけで、もう既に一定程度の対応をしているとは思いますが、この距離も結構長い、1キロ以上にわたって5メートル幅で道路をつくるわけだから、いろいろと削れてくるところもあるかと思えます。笹洞ため池、青くしてあるところは大変短いけど、ずうっと上まであるんですよね、現状は。そういうところでいろんな影響が出ると思うので、水質調査だけに限らず、その周辺の生植物を含めての状況はどうなっているのか。それとの関係で保全が保たれるかどうか、そこはきちっと対応していただくようお願いいたします。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、2. 大森台（櫛ヶ丘）宅地開発事業の経緯についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（渡辺聡君） 大森台、通称櫛ヶ丘での宅地開発事業の経緯について報告いたします。

資料3をごらんください。

3月の建設市民委員会で説明していただいてから大きな状況の変化はなく、また一般質問への回答と重複する事項もありますので、一部省略させていただきながら説明をさせていただきます。

資料をごらんください。

事業概要、事業者、施工業者については、前回の説明と変わっておりませんので、省略させていただきます。

許認可関係ですが、森林法の林地開発許可と砂利採取法の計画認可については岐阜県が行っており、都市計画法の開発許可は可児市で許可しております。それぞれの許認可については、林地開発許可においては、主に災害の防止策がとられているかどうか、都市計画法の開発許可は、道路、公園、水路、宅地擁壁などが規定された基準を満たしているかどうか。砂利採取計画の認可については、周辺に対する公共の福祉に反していないかなどの観点から審査がされます。

続きまして事業期間ですが、現在、大伸興産が施工している砂利採取は、平成28年4月に始まり平成31年12月に終了する予定で、砂利採取の容量は約70万立米とされています。予定どおり砂利採取が進めば、金子工業が住宅団地の造成に入るのは平成32年1月からで、今か

らおよそ2年半ほど先のことになります。

裏面に移りまして、1. 工事の進捗状況及び対応状況ですが、平成29年4月末時点で約13万立米の砂利が搬出されています。3月に報告させていただいてから3万立米ほどふえております。事業者にお聞きしますと、予定よりは若干砂利採取のペースが速く進んでいるということです。

2の沈砂池及び防災措置、それから3の工事による影響については、平成29年3月の説明から変わっておりませんので、説明を省略させていただきます。

4. その他として、可茂農林事務所林業課、可茂建設事務所振興防災課、そして可児市建築指導課と合同で月1度の現場視察を行っております。また、岐阜県においては、本日午前中に可茂建設事務所に事業者を呼んで、詳しい事情聴取や指導を行うと聞いております。今後は、今まで以上に事業者に注視して指導を行っていくというふうに聞いております。

添付している図面ですが、これは現況を示すものですが、3月にお示ししたものと比べると、掘削してできたのり面がかなり北のほうに移動しておりまして、砂利採取が少しずつ進んでいることがわかります。その図面の裏なんですけれども、参考までに住宅団地の計画図を添付しています。

以上で説明を終わります。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 今、説明の中で、県がきのうでしたか、事業者を呼んで……。きょう呼んで指導をするということですけど、その理由は何なんですか。

○建築指導課長（渡辺聡君） 私どもにもいろいろ地元から、いろんな苦情やら御意見をいただいております。県のほうにも都市計画法で指導できるところが限られていますので、私どもと一緒に林地開発許可、そういう砂利採取の許可にいろいろ指導する法律の要綱がありますので、そちらのほうで一緒に指導してくださいというふうにかなりお願いを申し上げまして、本日の事情聴取やら指導につながっていると思います。

○委員（川上文浩君） やっと動いたという感じか、定期パトロールをやってもらっていたということなんですけれども、非常に出すだけ出して、県も本当にちょっと、我々委員会が何度も何度も視察に行ってもチェックしてやっているのに、許可を出した大もとの林地開発と砂利開発許可を出している県が今ごろになってというのは、いかがなものかというふうには思います。

あと1点ですが、これは私も金子工業に確認したんですけれども、曖昧な回答しかもらえませんでした。なぜかというところ、ここは岩が出始めていますので、きょうの昼から現地視察に行くわけですが、あれほどの岩が出始めたところで本当に宅地開発できるのか、非常に疑問な点があるわけなんですけれども、例えば最終的な造成がきちりできなくて、団地造成に至らないというような状況になったときに、これは例えば最終形の出されている図面どおりにならないという状況になったときに、責任というものはどこかにあるわけでしょうか。

○建築指導課長（渡辺聡君） 途中でやめる、つまり計画を変更するという場合には、変更許

可というのを林地開発、ないしは砂利採取許可のほうに出します。そして、都市計画法のほうでは、変更というか、取り下げというような形になるかと思うんですけども、変更許可の計画を認定する場合には、最終的に防災措置がとられているか。つまり調整池沈砂池をちゃんとつくって、目的のない山をかいいたりするときには、最終的には木を植えて山に戻せということが指導されますので、そういった指導がなされるはずです。

○委員（川上文浩君） 市とすると、都市計画法の開発許可だけです。それ以前の話は全て県ということで一般質問のときに言わせてもらいましたが、やっぱり県のほうに議会からもいろんな要望なり意見書なりを出したりとか、行政から県に言うのはなかなか難しいことだと思うんですけども、そういった意味では、委員会でしっかりとこれを見ていかないと、2年半後はどうなっちゃったんだろうというような形にもなりかねないような状況です。まだほかの櫛ヶ丘には地権者がたくさん見えて、いろんな計画が出ているようですが、そういったところも注視しなくちゃいけないので、ぜひ委員会で出すのも当然ですけども、それ以外のところでも何か状況が変わったり、いろんな動きがあったときにはすぐに議会のほうに言っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○建設部長（三好英隆君） 大変ありがとうございます。

確かに今の法律上は、都市計画法でしか権限がございません。こういった一般質問とか委員会で取り上げていただき、また現地というふうで視察いただくことは、可児市の行政として応援ということで大変助かっております。それがきょうの業者を呼んで指導ということになったという思いはしていますので、今後ともそういったことを応援していただきながら、開発をとめるというわけじゃございません。とにかく市民に対して安全に基づいて工事をやっていただくというのが大前提でございますので、これは法律に基づいてやっていただければ、それは私たちのほうは全然問題ないというふうに考えておりますので、今後ともいろいろの応援をよろしくお願ひします。

○委員（川上文浩君） やはり今、部長がおっしゃったとおりで、開発をとめるわけじゃないんですよ。許可が出た以上は、最後までしっかりやってくださいというだけの話でして、最初に公明会派と誠颯会で行ったときに、次の日にもう既に看板から金子工業の名前が消されているという事実ですよ。それも明らかにおかしいんですよ、なぜ消されているのか。いまだに書かれていないと思うんですけども、宅地造成の金子工業株式会社という名前が消されている。でも金子工業に確認すると、別に申請は外していないわけですから、必ず開発許可の中に金子工業の名前が入って、それと納税証明書が出ていますから、会社から。これは社長の許可がなかったら納税証明なんか出せませんので、これは会社ぐるみでかかっているということだけはきちっと把握した上で物事を見ていく必要があるだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、3. 「農地保全と農地活用ビジョン」の改訂についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（渡辺達也君） 報告事項の3. 「農地保全と農地活用ビジョン」の改訂についてでございますが、担当は産業振興課でございますので、詳細につきましては担当課長のほうから御説明申し上げます。

○産業振興課長（加納克彦君） 「農地保全と農地活用ビジョン」の改訂につきまして御説明をさせていただきます。

平成17年に策定いたしましたビジョンを見直し、策定するものでございます。

お手元の資料4. 農地活用ビジョン（案）をごらんいただきたいと思います。計画案そのものが分厚いものであるため、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず表紙をめくっていただきまして、表紙の裏面、目次をごらんください。

本ビジョンの構成は、序章におきまして、本ビジョンの策定の趣旨、それから位置づけ等を載せており、本編は、可児市の農業を取り巻く現状、課題をまとめ、今後の農地活用に向けた展開方針を示すもので、全3章で構成をしております。

1 ページ、ビジョン策定の趣旨ですが、本ビジョンは、農地の多面的な活用による活力あるまちづくりを基本理念といたしまして、農地の多面的機能と所在する指定地域によりまして、農地を農地として利活用する基軸、それから農地を都市的土地利用として利活用する基軸の視点で農地の具体的な方向性を示すことで、農地保全の側面と定住・移住化促進に向けた効率的な土地利用転換の集約という側面の二面的活用を明確にいたしまして、住みごこち一番・可児、若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造につなげることを目的としております。

また、平成28年5月に国が都市農業振興計画基本計画を策定しておりまして、それに準じた地方計画策定が求められるといった可能性もあることから、先行して都市農業の内容も兼ねて調整をしております。

ビジョンの名称についてなんですが、平成17年に策定いたしました従前のビジョンの名称は、農地保全と農地活用ビジョンとしておりましたが、今回のビジョンでは、農地を農地として利活用、それから農地を都市的土地利用として利活用と両面とも活用ということで名称を農地活用ビジョンといたしました。

2 ページをお願いします。

目標年次は、都市計画マスタープランと整合を図りまして、平成38年度を目標年次としております。

次に4 ページからなんですが、第1章では、可児市の農業振興における現状と課題ということで、各種データや平成26年に実施した農業従事者への意向調査結果から、可児市の農業の現状、それから農地利用に関する問題点と課題を整理いたしまして、23ページに表にしてまとめております。

では23ページをごらんください。

23ページ、表の左側の欄、農地利用の現状と課題、問題点としては、(1)で、農家戸数と農業就業人口は高齢化、後継者不足から、農家数、それから農業就業者は減少をしております。

次に(3)ですが、耕地面積につきましては、経営耕作地面積が1ヘクタール未満の小規模な農業経営が主体となっております。

次に(4)の②農地転用の状況なんです、平成20年から平成27年の8年間で約600件、面積約42ヘクタールの転用が行われており、転用後の用途といたしましては、面積ベースで住宅用地が約4割、商業用地が約3割となっております。一番下、アンケートの結果では、農業経営上の問題といたしまして、農業所得が低い、それから労働力不足という回答が多くございました。

表の真ん中の欄にあります上位計画等による土地利用の方向性を踏まえまして、表の右側の欄、農地利用の課題を3つにまとめております。

次に25ページに移りまして、第2章では、可児市の農地活用の将来像ということで、農地の機能と方向性をイメージ図で載せてございます。

27ページをお開きください。

農地の利活用の方向性、それから農地が有する機能別要素から基本方針といたしまして、3つを上げてございます。

基本方針1. 農作物の生産・供給機能としての農地の利活用、基本方針2. 景観・自然環境及び防災面での農地の維持・保全、基本方針3. 農地の都市的土地利用への転換の検討、この3つを基本方針といたしまして、施策を展開していきます。

次に29ページからなんです、第3章では、基本方針の分類に沿いまして、農地活用の展開方針と具体的な施策について整理をしております。

基本方針1. 農作物の生産・供給機能としての農地の利活用では、今後も地産地消を重視しまして、安心・安全な農作物を安定的に生産・供給できる地場として、農地を活用するため、具体的な施策を29ページの一番下から30ページ、31ページに載せてございます。若干抜粋いたしますと、地域ボランティア等による耕作放棄地等の対策への支援制度の創設の検討、それから農地を農地として活用するための市民アイデアの募集とアイデア実現の検討、農作物のブランド化に向けた試験圃場としての活用並びに協力農家の募集や参入を検討する企業の掘り起こしなどです。

次に31ページの中ほど2番、農業体験・学習、交流の場の創出といたしまして、新規就農者や移住者のきっかけとなる交流や体験・学習の場として、農地の安定的な活用を推進するため、農地を無料で貸してくれる人、無料で借りられる土地がどれだけあるのか、それから無料なら農業をしてみたいという人がどれだけいるのか、農業を指導してくれる人がどれだけいるのかといったことなどを把握いたしまして、市民農園などの活用や推進をしていき、耕作放棄地の解消や高齢者の健康づくり、それから介護予防の場につなげていきたいと考え

ております。

次に32ページに移りまして、基本方針2. 景観・自然環境及び防災面で農地の維持・保全では、農地は緑と調和したまちを維持するため、自然環境の循環を維持するため、また農地は雨水を保水する機能、それから貯留する機能がございまして、河川の氾濫を抑え、洪水の防止、軽減する機能もあるということから、農地の維持保全を図っていきます。

次に34ページに基本方針3がございしますが、基本方針3. 農地の都市的土地利用への転換の検討では、農地は農作物の生産・供給の場として、また景観、自然環境及び防災機能の観点から、保全・維持を前提としつつも、総合戦略や第二次都市計画マスタープランにおいて位置づけられました都市活力の維持向上や定住・移住施策の促進など、本市が目指すまちづくりにつながる利活用につきましては、農業振興地域の整備に関する法律や農地法に即しながら前向きに容認を検討していきます。

都市的土地利用をある程度受け入れる地域の設定についてなんですが、第二次都市計画マスタープランにおきまして、開発ポテンシャルの評価に基づき指定いたしました都市的土地利用推進地にあわせまして、新たな農用地B地域として先行的に設定し、平成29年1月に公表、4月より運用をしております。

なお、無秩序な開発などを避けるということで、土地利用転換行為に関する運用指針をもって規制・誘導していきます。

資料編なんですが、49ページ、51ページに土地利用転換行為に関する運用指針、それから土地利用方針図につきましては、市のホームページ、それから産業振興課の窓口で閲覧ができます。また農用地A地域なのか、B地域なのかといったお問い合わせもあるかと思いますが、そういった確認につきましては、産業振興課の窓口や電話にて土地の地番を知らせていただければ、確認して回答させていただきます。

説明は以上ですが、最後に今後の予定ですが、パブリックコメントを平成29年7月に実施いたします。募集期間は7月3日から7月24日の期間といたします。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（亀谷 光君） 質疑というより、ちょっとお話ですけれども、名城大学に海道先生、そして小島先生という方が見えて、私も帷子におる中に、長いこと住んでいる人と農地を持っている人と、農地を一般の人がどういうふうに思っているかという調査を結構かけてやっておられたことは御存じですか。

それはどういうことかという、帷子は団地の方がたくさん見えて、今もですけれども、畑、田んぼにおいていって農作業を頻繁にやっておられるんですけど、この資料をこさえる折に、海道さんや小島さんという先生、教授ですけれども、とお話をされて、こういう指針を協議されましたか。そうでもありませんか。

○産業振興課長（加納克彦君） 名城大学の海道先生は、まちづくりの専門家だと思いますが、その辺は理解しておりましたが、ちょっと農地の部分について、そういったことをやっておられるという部分についてはちょっと認識しておりませんでしたので、計画のほうには教

授のほうの御意見を反映したものにはなっていないと思います。

○委員（渡辺仁美君） まず1点、農地の転用についてなんですけれども、無秩序な転用という言葉が今御説明の中で出ましたが、都市計画と、それから農地活用と両面からの農地の活用が必要かと思います。その、無秩序な転用というのは具体的にはどんなことを指すのか、教えてください。

○産業振興課長（加納克彦君） 一つの例といたしまして、例えば宅地開発の業者が小ぢゃい区画で開発をしていきたいと、住宅分譲していきたいといったものについては、土地利用転換行為に関する運用指針というのがございますので、これについては何平米以下のものはだめなんだよというように細かい団地の開発を防ぐとか、そういったことをしてございます。

○委員（渡辺仁美君） もう一点ですが、パブリックコメントでは意識調査、農業をやってみたいとか、そういった意識も、それがどのくらいいらっしゃるかというのを調査していかれると思うんですが、パブリックコメントにはそれを求められるんでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君） パブリックコメントにつきましては、このビジョン案について御意見をいただくという場と考えておりますので、今、委員からお話ございました。先ほど私のほうもお話しさせていただきましたが、遊んでいる農地がどれだけあるかを把握いたしまして、それをただで貸してくれる人がいるのかどうか。ただなら農業をしてみたいという方がどれだけいるのか、そういった把握については別途やりたいと考えております。

○委員（高木将延君） 現在の農用地というのは960ヘクタールでよかったですかね。

○産業振興課長（加納克彦君） 資料の4にございます966ヘクタール、これは平成27年度の数字でございます。

○委員（高木将延君） 23ページの上位計画等によるというところの可児市第四次総合戦略、総合計画の中では、農地の目標値が32年で1,154ヘクタールになっていると思うんですけど、そのあたり、今後農地の面積はどう考えているのか、教えてください。

○産業振興課長（加納克彦君） なかなか先ほども御説明させていただきました農地を守る部分と移住・定住促進に向けた若干開発のほうも促進という部分で二面性がある部分で農地を守る部分については本当に難しいと考えておりますが、農地の必要性につきましてもこのビジョンでうたっておりますので、それも踏まえて、今後農地をいかに活用していくかということを検討していきたいと思っております。

○委員（高木将延君） 確かにそうだと思います。課題の3つの中でも、上位2つと3番目の都市的利用というのは相反するものかとは思いますが、農地が減っていく中でも、都市的利用は進めていかなきゃいけないということで、反面、農地の利用で大規模農業への転換というか、それぞれの農地の面積がやはり小さい中で、個々には無料では貸し出す等の利用も考えられているところですけど、逆にもう少し大規模な農業への転換というのも、最初に触れられていたとは思いますが、なかなかそちらのほうへの集約は難しいというようなことも書かれていたと思いますが、そちらの方策というのは何か考えられているのでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君） 今、委員御指摘のとおり、大規模になってくると、今現状が

細かい田んぼ、畑ばかりなので、これを集約すればコストも軽減できると思うんです。集約した上においてやっていけば、コストの削減、人件費も少なくて済むという部分があるんですけど、なかなか担い手も不足している中で、この間も農業協同組合と会議を持たせていただいたんですが、農業協同組合とも協議しながら、また県の農林事務所とも協議しながら、どのような方向ということ、御嵩町も農業協同組合とかかわっているものですから、御嵩町も取り巻いて、今後も検討を進めていきたいと考えております。

○観光経済部長（渡辺達也君） 今のお答えの補足ではございますが、これまでもシステムとしましては、農用地の集積・集約におきまして、農用地の中間管理機構というようなマッチング、渡したい、使いたいというようなマッチングとか、農地銀行のような登録もございます。今の現状を言いますと、なかなか難しいところがあるというのが全国的な傾向ではございます。そういう中で、また7月から新たに農業委員会制度が編成になりまして、この前、農業委員を御承認をいただきましたけど、あわせまして、推進委員、推進委員というのは、あくまでも農用地の適正化、そのための推進ということでございますので、そういう制度の中から、より集積・集約に向けての検討を加えることが必要であるというふうに考えております。

○委員（渡辺仁美君） 少し飛躍したお尋ねになるかと思いますがけれども、一般質問などでも行われて、具体的に少し見えてまいりました関医療科学大学の、こちらに女子が多く、空き家などを活用して、アパートなどに移り住む期間があると思うんですけれども、これに付随として、例えば農用地の活用の一つのプランなんですけれども、都会から来たら、可児市の土地の魅力、そういったところを少し紹介して、農用地を維持して若干使っていただくような、そんな細かなプランは今後考えられはしないでしょうか。

○観光経済部長（渡辺達也君） 具体的に今回大学の移転、そのための農用地ということは今現在考えておりません。まずは今の現状の問題は、そういう学生のための空き地、これも観光経済のにぎわいの部分でもかかわってくることでございますけど、団地の空き家とかシェアハウスとか、そういう可能性、今そういうのは追求・検討はしておりますけど、委員のお尋ねの件については、農用地を女子学生に利用していただくとか、それについては全然検討は現時点ではしておりません。

○委員（伊藤健二君） 農地活用ビジョンという案文ですね。なかなか活用するというイメージにはなくて、農地がもぎ取られて、他の土地利用に転換させられていくプロセスを後追いでずるずると理屈づけというか、説明づけしているというか、そういうイメージでしか私はなかなか捉えられない現状かなというふうに思います。

ここに書いてある統計のデータは貴重な資料であって、これがどんどん販売農家等も減ってきておって、農地は持っているけれども農家ではないということが平成27年度、例えばページでいうと14ページの耕作放棄地の状況等の中で見てみると、耕作放棄地となっているのはどこどこなのよというのを10年前、平成17年と平成27年に比較したのがこの表に載っていますね。一番ふえたのが、土地持ち非農家が61、だから、もう農家はやっていられな

いので、耕作放棄地になっちゃっておると。これはどうしようもないよという部分もあるし、ピンポイントでその問題を突き詰めれば、それはそれで解決しなきゃいけない大きな問題なんだけど、これがすうっと解決できるというのは、ほとんどどなたも思えないですよ。もうなるようにしかなっていないという現状で。

その一方で、今、農地がどんだけ残っているかというのを隣の15ページの資料で見ると、農業振興地域整備計画が平成28年度で立てられているんですよ。黄色いところは農用地であって、この農用地をどう守っていくのかというふうに見ると、山と山の間の谷間はちょっとこの際ややこしくなるので話から外しまして、可児川沿いの中流から下流にかけての坂戸のエリアと、あまり色は濃くないんですけど、これはもう既に春里・坂戸地域は開発が個別に行われて、それが集積されてしまっている現状で、大きな店の名前を出せば表現が簡単に伝わるんだけど、物販の生活用品のホームセンターであるとか、大きなパチンコ屋であるとか、最近ではまたあそこに電気販売業のでかいのができるとか、次から次へと集積されて、車の小型軽車両のでかいアリーナまで今できて、もう開店間際という状況になっていて、ほとんどのところが、この地図ももう既に調査したときより減っていると思うんですよ。以前聞いたことがあるんだけど、これは誘導してここに工場や商業施設や経済発展を担っていくそういう施設をつくるべくしてつくったんですかと聞いたら、違います。県道沿いの個別の開発許可申請でみんな転用されてきて、今の状態になっているのが大半です。中には、そういう状況の中で転用をしたというところももちろんあるみたいですけど、大半はそういう流れ。

同じような流れがもう一つ生まれているのが瀬田なんですよ。今度、瀬田については、高速道路の入り口周辺のところについて別途の計画を持っているから、これは意識的に計画しながら、当然そういうところは道路の幅であるとか交通のアクセスだとか、いろんな問題も勘案しながら適正な開発が指導されるように、つまり開発のポテンシャルが正しく発揮されるように意図しながらやっているという側面もあるけれども、これまでは残念ながら、春里・坂戸のあたりについて言うと、そうはなっていない。だから、どう見ても道路が狭過ぎるし、そこへ消費者が集中すれば、土・日についてはもうぐちゃぐちゃの状態になって、何とかならないの、この現状という。まちがにぎやかになって、人が集うことはいいことだけれども、道路状態は悪化するし、あそこを通る定期公共交通も大変大きな影響を受けるわけですよ。

そういういろんなまちづくり上の弱点も露呈している現状があります。僕は、率直に言って、残っているのは一番黄色い部分が多い久々利エリアではないかと思います。県道84号線沿いのこのエリア。ここを政策的に残すなら残すという、そこに逆に言うと誘導していく。農家として集約もしながら、今ある農家が1カ所穴があきそうなきががあれば、そういうところはリードしながら、政策的に助けてあげながら、ここは農業振興地域としてのエリアとして何とか形を残していくと。可児の農地の中、個々にはいろいろたくさんあるけれども、ここはまとまってしっかりと、ここは志野焼の産地でもあるというわけだもんで、そう

いうことをやってきているというふうになるように、何か夢を描いて応援したってほしいなというふうに思うんです。

もうほかのところは大体虫食いになっちまって、今さらごてごていっぱいやってみても余りぱっとしないという気が本当にしています。それはそれで中山間地ではない、いわゆる濃尾平野に抜けていくまちづくりという一つの特性があるので、可児市の。また河川もたくさん流れ込んでいるし、主要国道、県道もあるわけであるから、これはこれとして地の利を生かした政策が要ると思うけど、農業を保全し守っていくという点では、残された久々利エリアをどういうふうに、さまざまな施策をそこに集結させつつ誘導していくかということで、行政が単独でできることは限られるので、まちづくり、農業づくりの運動体も育てつつ、農業協同組合とも連携をよく図りながらだけれども、総合的な政策として、そこはやっぱり乱開発させない、個別開発させないという部分を強く押し出してやっていく必要があるんじゃないですかね。坂戸と瀬田の2つやれば、東と西、十分開発のあれは提供していると思うので、それに少し産業振興課が農業と産業と両面を見るんで、さっき二面性と課長はおっしゃったけど、矛盾を抱えつつの話だと思うけれども、だからこそ守るといって民間の運動エネルギーに任せるところと、適度にコーディネートしながら誘導していかないと、アブ蜂取らずで全てが終わってしまっただけではいけない。その辺を要望として意見を述べました。

○産業振興課長（加納克彦君） ありがとうございます。

久々利につきましては、農地もそうなんですが、優良な農地、それからまちとしても伝統のあるまちということもございますので、その辺の考えながら残していきたいと考えております。

○委員（亀谷 光君） 今度は質問です。申しわけないです。私、聞き逃したかもしれませんが、12、13ページのイエローとブルーと図面の中に、赤でずうっと囲ってある破線で囲ってある赤いエリアですね。この囲ってある区分けの中と外、これはどういう表示ですかね。赤い点線で、3つとの図面の中に囲って区割りをしてある部分。

○産業振興課長（加納克彦君） ちょっと見にくくて申しわけないんですが、凡例のところを書いてございます。点線、赤い部分、農用地B設定エリアという案をお示ししてございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、4. 可児ビジネスカフェについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） お手元のチラシなんですが、2枚行っていますかね。可児ビジネスカフェ、2017年7月10日スタートというほうをごらんください。

市内の中小企業、小規模事業者の方や市内で創業を考える方が経営改善などの悩みや創業に関する悩みを気軽に相談できるビジネス相談窓口を平成29年7月10日から開設いたします。より多くの方に気軽に来てもらえるということで、カフェをイメージした空間とし、コーヒ

一を飲みながら気軽に相談してもらおうということで、相談窓口の名称をビジネスカフェといたしました。

設置場所につきましては、現在工事を進めておりますが、総合会館1階ロビー南側を改装いして、窓口を設置いたします。相談日は、毎週月・水・金の3日間といたしまして、利用時間は午前10時から午後4時までといたします。

水曜日につきましては、岐阜県よろず支援拠点のサテライト相談所として、よろず支援拠点のコーディネーターの方にも相談対応をしていただきます。相談員につきましては、チラシの裏面で紹介させていただいております。

それからもう一枚のほうですね。平成29年7月5日水曜日、かにビジネス相談窓口キックオフセミナーということで、7月5日に岐阜県よろず支援拠点チーフコーディネーター 三輪知生さんを講師に招きましてセミナーを開催いたしますので、御案内をさせていただきました。以上です。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） これは予約なしに直接窓口にという話だと思うんですけど、そうした場合は、自社の資料云々は自分で持ってきてくださいよということになるんですか。もっと簡単な相談ということですかね。

○産業振興課長（加納克彦君） 相談の質はどちらでも結構だと思うんですが、資料が企業者のほうで必要だと思うという場合につきましては、お持ちいただいて御相談を受けていただきたいなと考えております。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

お諮りします。今から20分程度、午前10時40分まで休憩をとらせていただきたいと思いますのですが……。

〔「20分もとる必要ないですよ」の声あり〕

じゃあ15分ほどでもよろしいですか。

〔発言する者あり〕

では午前10時35分まで休憩させていただきます。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時32分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、5. 可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部長（吉田隆司君） それでは、9月議会に上程を予定しております、現時点では仮称ということになりますが、可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の現時点での概要について説明申し上げたいと思います。

なお、この件につきましては、本議会の一般質問におきまして御質問いただきまして、その内容と重なる部分があるかとは思いますが、詳細にわたって説明させていただきます。よろしく申し上げます。

では、説明につきましては、地域振興課長から説明させます。よろしく申し上げます。

○地域振興課長（井藤裕司君） 公民館のコミュニティセンター化について、現時点での考え方等について御説明をさせていただきます。

お手元の資料5に基づき順次説明をさせていただきます。

まず初めに、公民館をコミュニティセンター化する方針に至った経緯等についてでございます。御承知のように、可児市公共施設等マネジメント基本方針では、現在の公共施設を現在と同規模で維持した場合、50年後に約289億円の財源が不足すると試算されています。

当市では、市内14の各自連合会単位に公民館を設置し、地域の皆様に生涯学習の拠点として御利用をいただいておりますが、その平均稼働率は26%前後であり、必ずしも有効に活用されているとは言えない状況がございます。

一方で、少子・高齢化の進展等の変化に伴い、市民ニーズや公民館が果たす役割は変化しており、地域の課題を解決する拠点としての役割が期待されているところでございます。

市は、平成28年4月に社会教育委員の会議に対し、公民館をより使いやすくするための方策についての諮問を行いました。これに対する答申が同年8月になされました。答申内容の概要は記載のとおりでございますが、市では、この答申内容に沿って、公民館をコミュニティセンター化する方針を進めることといたしました。

裏面をごらんください。

進め方としては、第1段階、第2段階と分けて実施する計画としています。

第1段階といたしまして、公民館をコミュニティセンター化し、より多くの方が利用できるようにするための現時点での考え方として、変更点、案を示させていただきました。

新たな設置管理条例は、これらの内容をもとに作成し、今後市民検討委員会に諮り、検討をいただいた上でパブリックコメントを行い、9月議会に上程するよう進めさせていただきます。

基本的な考え方としては、公民館を社会教育法に基づく施設から同法の枠を外した施設とすることです。コミュニティセンター化は、平成30年4月1日をめどに14館一斉に行うように進めたいと考えております。これにより、営利目的や政治活動目的等の使用ができるようになります。主な変更点につきましては、市民検討委員会に諮った上で決定をいたしますので、現時点での考え方、案としてお示ししております。

休館日については、現在毎月第1月曜日としていますが、これを廃止し、使用できる日をふやしていきたいというふうに考えております。

使用できる時間は変更する予定はありませんが、使用許可申請できる期間は、現在使用日の2カ月前からですが、より使いやすくできるよう期間を広げていけたらと考えております。

また、現在利用している団体や公の活動を担う地域の団体等が使用しにくくならないよう、予約期間に差を設けるなどの対応を考えております。

飲食を目的とした利用については、これまでは社会教育施設ということで、使用目的に合致しないということからお断りしておりましたが、各館で部屋を限定するなどしながら可能とするように考えていきます。

使用料については、現在、冷暖房費を使用する場合に別にいただいておりますが、料金総額を引き上げないよう調整の上、部屋の使用料に含めるよう考えております。

減免基準については、今後公の施設全体を対象に別途検討する予定がございますので、今回のコミュニティセンター化においての改定は考えておりません。

施設の名称については、地域の皆さんにより多く使用していただくという意味から、どこどこ地区センターというふうにするのがいいのではないかと考えております。

センター長については、現在の公民館長と同様の職務を想定しており、また運営審議会についても同様でございます。

次のページに参りまして、第2段階として、コミュニティセンター移行後の地域づくりの拠点としての活用を検討、提案していきたいと考えています。

地域づくりの拠点としてどのような取り組みをどのような運営主体で行っていただけるかなど、市民検討委員会で取りまとめ、各地域にお示ししていく予定でございます。

各地域では、これらを参考にいただき、地域の課題に合わせた有効な活用が図られていくことを期待しております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） まず第1段階はいつからいつまで、第2段階はいつごろからいつぐらいまでの予定なんですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 第1段階は、来年、平成30年4月からコミュニティセンター化をしていこうというふうに考えております。

それから第2段階については、もう既に今から検討は進めておりますけれども、今後30年4月からのコミュニティセンターになった後の地域づくりの拠点としての使い方、こういったものについて皆さん方に提案をしながら、それぞれの地域でどういう形で活用していくのかということ時間をかけて考えていただくというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） じゃあ市民検討委員会が方向を示して、出た方向性を地域でまた細分化して、地域のある公民館の下に組織をつくって検討していくというのは、もう今年度から取り組むということでもいいんですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 市民検討委員会をつくって、その協議をしていくということは今年度から取り組んでいきます。それで、基本的なコミュニティセンターの使い方、活用の仕方、地域課題の解決をしていく方法などを地域に御提案できるように、こうあるべきだ

ということではなくて、御提案できるような内容を順次示していきたいというふうに考えております。

○委員（川上文浩君）　じゃあ、一般質問で市長が来年平成30年4月1日からコミュニティセンターに移行するだけで、何も変わりませんと言ったのは違うわけですね。

○地域振興課長（井藤裕司君）　公民館の使い方としては変わらないというふうに考えております。ただ、より地域づくりのためにどういう形でコミュニティセンターを使っていくのかという検討を始めていただける地域から始めていただくということだというふうに考えております。

○委員（川上文浩君）　一般質問を見られた当日の夜が広見連合会の役員会でしたので、連合会長、それから公民館長はえらいお怒りでしたけれども、そういうふうにしかとれなかったような答弁だったので、私も訂正しておきます。地域へきちっと落としていながら、平成30年4月1日からいい形でコミュニティセンター化して行って、前に一般質問で言った社会福祉の問題とか防災の問題とか減災の問題とか、いろんなところを話し合える拠点として機能していくんだということ間違いありません。

○市民部長（吉田隆司君）　条例の改正に伴って何が変わるかという、そこが条例の施行は来年平成30年4月1日を予定させてもらっていますけど、条例の施行によって、現在公民館を利用している方たちの利用に関しては何も変わることはございません。今まで使ってきた人たちはそのまま使えますし、営利企業も4月1日からは使えるようになりますけれども、今まで使ってきた人たちについては今までどおり使っていきますということで、そこは何も変わらないと。そういうことを市長はおっしゃられたということで、4月以降については、間もなく市民検討委員会をつくって、4月以降の公民館をどうしていくかということを検討していけますので、そこで案をつくって、それを地域に示しながら動いていくわけですが、実際の4月1日から各地域でそういう集合体みたいなのができるかどうかという、それは早い時点ではできないと思っていますので、4月以降については、この市民検討委員会をつくったものを各地域にお示しした中で、できるところから動いていっていただけないというふうに思っていますので、もうちょっとそれは先になると思っています。

○委員（川上文浩君）　あの映像を見られた方は大分そういうふうにとられる発言だったので、それは執行部のほうで訂正していってもらわないと、こちらには責任がないので、おっしゃったことなのですから。それはそれでいいんですけども、そういった形で、袋井市の例も出させていただいたと思うんですけども、来年、同じように平成30年4月1日からコミュニティセンター化していくということは、しっかりとしたロードマップができていますね。それを市民に示しているということで、非常にわかりやすいですよ、見られたと思えますけれども。やっぱりあそこと比較すると非常にわかりにくいところがある、あれがあれば、スケジュールも全て一目瞭然なんです。ですから、維持していくもの、それから新しく機能が付加されるものとか、どう変わっていくんだということをああいってわかりやすいものを使って、今から市民検討委員会でも協議していくとは思いますが、今

からだって4月1日にやるんでしょう。だったら、もう少しきちっとわかりやすいような資料を市民に対して提示するのが行政の当たり前の仕事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○市民部長（吉田隆司君） おっしゃられるとおりだと思います。今お答えできないのが、詳細なことを最終に結論を出したいというのが、一応市民検討委員会で決めていただいて、そこで公表という形になるので、今ちょっと待っている段階でございまして、一応予定としては、平成29年6月末にということをお願いしておりましたが、委員の関係で7月の最初にずれ込みましたけど、そこで第1回目を開きます。9月議会までには市民検討委員会で詳細はまず御決定いただいて、議会でお決めていただいて、その後にそういったわかりやすいものをつくって、市民の方たちには説明できるようにというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（川上文浩君） もう一度確認すると、市民検討委員会は平成29年7月に立ち上がって、2カ月でそれをまとめあげちゃって、その間にパブリックコメントまで入れるんですよね。パブリックコメントをやって、9月に設置管理条例が上程となると、非常に慌ただしいスケジュールの中で、よりいいものをつくっていかなくちゃいけないということです。やはり今、袋井市のお話をしましたけれども、ああいったものを議会にも小出しにして提示していただかないと、市民検討委員会の議論ですとか、それを踏まえて設置管理条例の9月議会での審議ということで入っていきますので、そういったところをよろしくお願ひしたいというふうに思っています。2カ月でやっちゃうというのは非常に苦しいところもあるんだろうなと思うんですけども、スケジュール感がめちゃくちゃなような気がして、設置管理条例はいいんですよ。要るんで、9月上程は当たり前ですよ。12月に間に合うかどうかは別としても9月でいいんですけども、そこまで持っていくスケジュールが余りにも唐突過ぎて、突然出てきたスケジュールで、市民検討委員会も突然出てきた内容ですよ。この市民検討委員会では初めて聞きましたので、今までそういったことは一言も出ていなかったはずなんですけれども、非常にそういった意味では情報の提示が遅いということと、突然唐突に進んでいっているような気がして、また思いつき行政では困りますので、しっかりとスケジュール感を持ってやっていただくと。お尻は来年平成30年4月1日と決めたわけなので、来年の4月1日からコミュニティセンター化ということですので、そういったところはしっかりと提示していただきたいと思いますので、今後も改めて吉田市民部長、よろしく情報のほうを提供してください、しっかりと。お願ひします。

○市民部長（吉田隆司君） おっしゃられるとおりでございますので、市民検討委員会は平成29年7月最初にやるということは申し上げましたけれども、一応今回の一般質問でもお答えしましたように、執行部側としては、方向性、あるいは案というのは持ってはおりますので、それを市民検討委員会に諮っていただくということになりますので、白紙の状態ではないもんですから、ある程度、そんなに時間はかからない段階で詳細なことは決められるということをお願ひします。今回の市民検討委員会は7月ですので、条例に上げる部分についてを

まず市民検討委員会でお決めいただいて、その後の展開については、もうちょっと後の市民検討委員会でもできるということになりますので、まず9月の条例の改正に伴う分を7月の段階で決めていくと、そういうことでもありますので、済みません、よろしくお願いします。

○委員（川上文浩君） もし案を持ってみえるなら、きょう、この委員会が出さないかんじゃないですか、普通は。設置管理条例を審議するのは議会ですから、あくまでも。その設置管理条例に伴う市民検討委員会の内容を議論するのであれば、それを市民部で持っているんなら、ここへ出さないとだめですよ、本来は。

○委員（伊藤健二君） 今、川上委員が指摘をした。ちょっと内側へ持ち過ぎ。市民検討委員会へ出す案があるなら、まだ素案ですけどと言って、十分議員の意見を検討してみてくださいといって投げかければいいと思いますよ。最終的に議会で、特に条例については決めないことには事が始まらないんだから、ということが1点です。

それで、幾つか聞きたいんだけど、突然出てきた市民検討委員会って、いつものやり方で市長が公募してやっていたんですよ、多分。しかるべき人にしかるべき対応をしたと思うんだけど、その作業をやっている間に議会は議会報告会をやって、わざわざ議員の認識がばらつきがあるので、何も変わりませんよという一点で意思統一して説明に入ったわけですよ。今ここで聞いた話は、全然変わりませんよではなくて、平成30年4月1日に名前が変わっていくということまでは一致していた。そこの説明に予定上のうそはないんだけど、そこから先、どういうイメージで事を進めるかという問題では、今、そんな話だったのという感じを受けます。

まず答申内容の概要のところにもう他項目があって、移行後の施設をどう使うかという点で、従来の機能に加え、住民交流施設としての機能強化を図るということと、もう一つは、地域づくり拠点施設、つまり地域づくりを進めていくということで、主体的な位置を占めていくということが期待されておると書いてあるんですね。地域課題を解決するための機能を果たすことを期待する。答申を出した集団が期待をしたんだからそれはいいんだけど、この期待に応えてやっていきたいという話なのか、条例案を提起する市長が。まだ条例にはそこまで書き込まないけれども、今後については、これまで公民館と呼んできた機能、今度はコミュニティセンター機能をさらに高めて、グレードアップして、そういう地域課題を解決していくための機能を果たす一つは場所だけど、この人的体制をどうしていくかということが何か今にも言及が出てきそうな感じで話を受けとめておるんです。この点については、明確に市長がどういう方針でいるわけですか。ここで聞きたいのは、市長は、今度提起する条例案には直接書き込まないけど、行く行くは、簡単に言うと、第2段階に書いてある地域の自治会と公的な活動を担う団体等が受け皿になって指定管理を受けて、一つの連合団体として、指定管理料を使いながら地域に合った運営を行う中で、この中で地域課題だとか、地域に期待されておる何かを担っていくということになるわけですか。そうすると、それと自治連合会だとか、青少年育成だとか、今現存する幾つかの書類、地域によって温度差と機構の内容については差がありますけど、でこひこはありますけど、出っ張り引っ込みがある。たけど、

自治連合会はみんな共通してあるから、自治連合会長、あるいは三役を中軸にしてつくられるかもしれない地域活動を推進する主体ですよ。それとの関係をどういうふうイメージしながら、この問題提起をしているんですか。そのところを集中的に説明してください。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今のどういう形で進めていくのかというところで、まず先ほども部長が申しあげましたとおり、まず社会教育法の枠を外さないと、新たな地域づくりの拠点としての機能を果たしていくということが考えられないので、まずはそれをさせていただくと。それは、今回9月の設置管理条例を上程するに当たって、今回こちらの委員会のほうでその前段階として説明をさせていただいております。それで、じゃあ今後どういう形で考えているのかというところにつきましては、今お話しになられたように、地域で組織をつくって、こういう形でやっていくんだというようなことではなく、まずコミュニティセンターという形になって、そこで地域の課題を解決するためにいろいろなことができるようになるというところで、それをどういう形で地域の課題を把握して、それをどういう人たちで解決をしていくかということ、地域の人々が皆さんで考えていただくと。だから、それには地域それぞれ温度差がありますので、そういう組織をつくってやっていこうというふうには考えられるところもあると思いますが、そうでないところもあると思います。それでも少しずつ公民館をコミュニティセンターに変えたことによって、地域でできること、地域が解決していかなければならないことをどういう形で解決をしていく方法があるのかということ、できるだけ多くお示しをしていくと。それはすぐにできることではないので、市民検討委員会も含めて検討しながら、地域の人にお示しをしていこうというふうには考えております。

○委員（伊藤健二君） 第2段階、移行後の施設の活用については、特に最後の部分で、コミュニティセンターの理想形としては云々と書いてありますね。指定管理を受けて、指定管理を活用しながら地域に合った運営を自主的に行うのが理想ではないか、よいのではないかと考えているけれども、市長、市がそうやって考えているということなんですね。ここに書いてあるのは。

そして、それを含めてこれから検討をするけれども、皆さんで考えてくれと言っているんですか。市が考えると言っているんですか。ちょっとここが曖昧。

○地域振興課長（井藤裕司君） そこに書いてあります理想形としてはというふうにあります。が、地域のセンターを、これはどういう形になるかはわからないんですが、地域の方々が管理していくということで、その地域の課題解決に合った活動ができるというところがあるので、こういう形になっていくところもあるのかというふうには考えております。これはかなり時間がかかることですし、それからそれにはいろんな課題があると思いますが、すぐにできるというふうには思っておりませんが、行く行くそういう形になっていくところもあります。そうやっていけば、より地域の方々が地域の方々のためにセンターを利用しやすくなるというふうには考えておりますが、これはそういうふうになっていくとは限りません。地域によっていろんな考え方をされるとお思いますので、そういう指定管理ではなく、違う形で地域の課題解決のために地域の方々が取り組むというふうないろいろなやり方があると思

ますので、そういういろんなやり方を提案していこうというふうを考えております。ですので、こういう形ありきということではございません。

○副委員長（勝野正規君） 詳細なことについてお尋ねしていくので、一問一答でお願いします。

答申のところ、休館日についての改定を提言するということは、すなわち休館日を廃止しますということになると思いますけれども、課長、土田の連絡所長もずうっと前にやっておられたのでわかると思うんですけど、私は個人的には休館日というのは必ず設けないと、公民館全体の床の剥離洗浄、ワックスとか、どうしても閉めてやらなければならない部分が年に2回ほど出てくるんで、なしにしちゃうと非常に困ると思いますけれども、その辺はどう捉えられますか。

○地域振興課長（井藤裕司君） そういうことも考えられますが、これは各公民館にいろいろと話を聞き協議した中で、定期的に行う休館日でなくても、必要があるときに必要な休館をすればできるというふうに協議をしておりますので、特に決まった形でやらなくても、点検があるときにはそれを周知して、閉めるというようなことはあるかと思いますが、それはそれぞれの館ごとに対応していけるというふうに承知しております。

○副委員長（勝野正規君） わかりました。第1月曜日の休館日はなくすんだけど、任意の休館日は設けるという解釈でよろしいですね。

○地域振興課長（井藤裕司君） それは決まった形で設けるということではなく、必要に応じて設けさせていただくということです。

○副委員長（勝野正規君） 2点目ですけれども、公民館の使用料総額を上げないようにとか、減免基準を云々という話がありますけれども、体育施設を含めて、公共施設の利用料金の改定を行われたのは、消費税のことは別として、もう十数年以上前になろうかと思いますがけれども、消費税を10%に上げるんだったら、ここは絶好のチャンスだと思うんだけど、市民は納得しないかもしれない、議会も納得しないかもしれないけれども、行政としてなを振るうんやったら、減免基準の見直しとか、料金の総額を上げるというのは、ここが絶好の時期かと思っておりますけれども、その辺はどうお考えですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今回の公民館のコミュニティセンター化というのは、先ほど来、話をさせていただいている目的に沿って進めていこうとしておるものでございます。今の料金のことであるとか、減免基準のことについては、公の施設全体について考えていくという必要がありますので、コミュニティセンターだけのことではなく、別に検討するという形で進めていくというふうに認識しております。

○副委員長（勝野正規君） あと一点、仮称で地区センターでいいんですけども、歴史ある広見公民館ゆとりピアも広見地区センターというふうになっていくんでしょうかね。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今回のコミュニティセンター化については14館一斉に行うということで、名称としては皆同じになると思います。ただ、今後それにどういった形で何か地域の方が愛称をつけていかれるのか、そういったことについては今後のことではあると思

います。

○委員（渡辺仁美君） まず川上委員が先ほど聞かれていたことの、私もそんなことをお尋ねしたかったんで、一般質問の席で市長の御答弁なんですけれども、4月に社会教育委員に答申の、それから9月でしたか。ずうっと結構期間が長くて、その後、一般質問で川上委員がされた、まとめ上げられた本当にタイムリーな質問の中での発言が、少し誤解までもないんですけれども、多分市長のお気持ちは、今までの学習拠点としての利用者への配慮での意味で言われたと思うんですけれども、その言葉は、むしろこの時期、いいほうに変わる。何も変わらないんじゃないかと、よりよい方向に変わるというのが今回のコミュニティセンター化だと思うので、その点を市内で統一していらっしゃると思うので、その点確認と、次は大変細かい点ではありますが、先ほど申込期間、アドバンス、今2カ月から2日前なんですけれども、それがもうちょっと差別化されて、営利目的じゃない今までの利用者については例えば6カ月とかと、そんなふうにおっしゃってました。ただ、この間、議会報告会で、当日、あいていれば借りられないのというお声もあったんですけど、直前の部分については市民検討委員会で諮られることになると思うんですけど、今の段階でその点については触れていらっしゃらないので、お聞かせ願えればということと、先ほど勝野副委員長も触れていらっしゃった名称です。仮称といってもほぼ決まっていくケースが多いので、ちょっと気になりますけれども、頭に地区の名前をつけるのは必ず要ると思うんですが、地区といいかにも行政用語っぽくて、本当にそれがついて、そのままの流れになって、地区センターになってしまうのかどうかというのが、地域でいろいろ名称を考えてよいとおっしゃったのでそれはありかと思うんですけれども、その3点、お願いします。

○地域振興課長（井藤裕司君） まず1つ目の変わらないと言っているが、よりよく変わっていくということを伝えていけばということなんですけれども、それは確かにそうだと思います。今の公民館がより使いやすくなるために進めていることをございますので、そういうことでありますけれども、やはり今使ってみえる方、生涯学習のために使ってみえる方々、こういった方々に最大限の配慮をしなきゃいけないということがございますので、そういったことを考えながら、まずは地区センター、よりよい方向へ向かうための一つのステップとしてコミュニティセンター化を行うということをございまして、今後よりよく変わっていくということは、そうやっていってほしいですし、そうしていくための取り組みでありますけれども、これは先ほど来話をさせていただいているように、地域の方々がどういうふうを考えていかれるのかということが非常に大切なことをございますので、生涯学習の方々も含めながら、より地域の課題を解決するためにどういう形で地域の人が合意形成をして、そのセンターを使っていくのかということころは、それぞれ時間はかかると思いますけれども、進んでいくというふうには考えておりますが、今の段階でそうなりますよというふうに断言することではないと思いますので、この程度の言い方になりますけれども、そういったことは考えていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの予約の期間についてでございますが、今おっしゃられたように、使用

日の2カ月前から2日前ということがございます。これは当日借りられないのかというお話も当然ございますので、こういったことも含めながら今検討をしているところでございます。まだどうするかというのは決まっておられません。

それから、名称については、今までの公民館条例と同じように、今回の設置管理条例の中で名称と位置、そういったものを決めていかなければならないですので、基本的には今の地区名が入った公民館条例と同じような形で、地区センターもまだわかりませんが、今までと同じように、14の地区を表示した形のセンターという表示にはなると思います。

○委員（川上文浩君） 議会報告会で去年の秋、ことしの春、コミュニティセンター化のやつをやっているんです。たくさん意見が出てそれをまとめていますので、ぜひ市民検討委員会の皆さん方には、その意見を全て議会からいただいて、研究会に入る前に意見を読んでいただいて、どんな意見が出ているかということを知っていただくということをやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（吉田隆司君） そのように扱わせていただきますので、できれば平成29年7月の最初に予定しておりますので、それまでにいただくと大変ありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員（高木将延君） いろいろとあるんですが、まず市民検討委員会というのは、今ある公共施設の利用を考える市民検討委員会とは別のものということでよろしいですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今回、公民館をコミュニティセンター化していくというのは、地域にいろんな課題があると。地域の課題を地域で解決していくための取り組みとして考えておりますので、地域の課題というところがどんなものがあるのかということころは、やはり市が課題としていることと同じというふうに考えておりますので、今、市が重点として進めさせていただこうと思っております4つの重点施策、高齢者の安気づくり、子育て世代の安心づくり、まちの安全づくり、それから地域経済の活性化、こういったところで、そういう取り組みを今実際に活動してみえる方々の御意見をいただくような形で進めていければというふうに考えております。

○委員（高木将延君） では、今回の市民検討委員会というのは、平成29年7月最初に招集されて、この設置管理条例に関することと、その後の地域でどう使うかということころまでが検討される範囲ということころでよろしいですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） そう考えております。

○委員（高木将延君） そうすると、市民検討委員会と各公民館での運営審議会との位置づけを説明していただきたいんですが。

○地域振興課長（井藤裕司君） 市民検討委員会では、基本的なそれぞれ14地域にあるセンターの今後の地域課題の解決のための取り組みをどういう形でやっていくのがいいのだろうかといういろんな提案をさせていただけないかなというふうに考えておまして、今言われる各地区ごとの運営審議会については、今は公民館運営審議会という形になりますが、それぞれの地域のセンターをどういう形で運用していくのかというのは、それぞれ地域で決めてい

っていただくことであるというふうに思いますので、基本的な方向性とか基本的な事項についてはお示しをさせていただいて、それ以上のことについて、地域でそれぞれ考えていただくという位置づけだというふうに思っております。

○委員（高木将延君） そうすると、各公民館のどういうふうに運営していくかというのは、各センターの運営審議会が決めていくということで、これは規則等に載せていく話なんですかね。

○地域振興課長（井藤裕司君） 条例に載せていく部分、それからその条例の規則に載せていく部分、それから今ですと、公民館であれば公民館の取り扱いのような基準みたいなのを市で決めさせていただいて、各公民館にお示ししておりますけれども、そういうような形の部分もございますし、それ以上のこと、地域のことで地域で決めていくということもあるとは思いますが、それは地域の合意で進めていくということになるかと思いますが、いろんな段階で決められていくというふうに思っております。

○委員（高木将延君） そうすると、規則というのはどのようなことがどのような日程で決まってくるのかという把握されている部分で説明していただきたいんですけど、今回の設置管理条例の中で条文として載せる部分と、使い方等、細かなところは規則で載ってくると思うんですけど、その規則はどの時点でどのように載ってくるのかなという、日程的な予定をちょっと教えていただきたいんですけど。

○市民部長（吉田隆司君） 規則の制定というのは、来年平成30年4月に間に合えばいいんですけど、まず9月の条例をお示しするとき、条例で決める部分、それから規則で決める部分、それから要綱で決める部分がありますので、何をどこの規定でつくっていくかという、そこについては9月の議会で説明をさせていただきたいと思います。

○委員（高木将延君） 何が気になっているかという、そのコミュニティセンターの運営審議会は、この条例で平成30年4月1日からしか立ち上がらないことになるんですけど、そこで決めることは、結局その後の4月1日以降での規則でしか載らないということですよ。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今、公民館運営審議会ですべての公民館の運用について協議させていただいて、地域でそれを合意して運用していただいておりますけれども、それが平成30年4月から、名称はわかりませんが、運営審議会と同じような形で組織としてはできてきますので、名称等は変わると思いますけれども、そのまま引き継がれるというふうに考えております。

○委員（高木将延君） なので、細かいというところまで細かいというのは別としまして、設置管理条例で決められることの中に、今回のコミュニティセンターの運営審議会はそこで決まるので、各センターの運営審議会は平成30年4月1日からの稼働になるわけじゃないですか。そうすると、各公民館でこういうことを地域のためにこういうふうに使いたいという意見というのは、その後からではないと規則等には載らないということですよ。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今の公民館をコミュニティセンター化して、センターの運営を基本的な部分というのは条例で決めさせていただいて、それに伴う必要な事項については

規則で決めさせていただいて、来年平成30年4月1日施行を予定しておりますけれども、そこから運用を始めるといことになりますけれども、地域の運営審議会というのは、その中で当然位置づけられてはくるんですが、その運営審議会の中でいろいろと運用が始まってから、いろいろな課題が出てきたりとか、そういったことが出てきたときには、そこで御協議をいただくということになります、それはその地域でどういう形で運用していくかということでありまして、それをまた規則のほうに載せていくということではないと思います。

ただ、それを全センターに共通の事項として取り決めていく必要があるというものが先々出てきたのであれば、そのときに見直しということはあるかもしれませんけれども、今のところは、まず地区センターにしたときに必要な基本的な事項を条例、規則、要綱で決めさせていただくということでございます。

○委員（高木将延君） では、認識としましては、来年平成30年4月1日までは市民検討委員会のほうで14館全館共通するような部分だけを決めていくという、そこにはまだ地域のこうしたほうがいいのかというようなことは入っていかないということによろしいですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 特別新たにそういうことが入るということはありません。今まで公民館が運用してきたやり方がそのまま引き継がれるというふうに考えております。

○委員（高木将延君） 今回の公民館運営審議会がそのままコミュニティセンターの運営審議会になるという認識だと思んですが、今の地域での利用を公民館運営審議会が行っていて、その稼働率が26%で、これを上げていこうということなんですけど、地域でいろいろ今までできなかったことに関して、各団体だとか個人だとか、いろんな意見を持っていると思うんですけど、今の公民館運営審議会の方に今後のセンター運営審議会としてやっていただくということは、今の公民館の使っている方が使いやすくなるということがメインになってくると思うんです。そうすると、今回の制度改正によっていろんなことができると思うんですが、そこに対して、新たに使い方を考えていくメンバーというのがこの方法だと入ってこないような気がするんですが、そのあたりはどう考えているんでしょうか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今回の公民館運営審議会がそのままの形でいくのかどうかとちょっとわかりませんが、センター運営審議会というような形で引き継がれていくと思いますけれども、ここがそういう今後の地域課題解決のための地域づくりの拠点としての活動をどういうふうに考えていくのかという、それを担うということではなく、そういう形になるかもしれないですし、新たに違う形で地域が協議するような形ができるかもしれませんし、そういったところはいろんな形を御提案する中で、地域ができることから始めていくということで、最初からそういうのを考える組織をつくって考えていくんだというふうには考えておりません。

○委員（高木将延君） あともう一点、現在の利用されている方がそのまま利用しやすいような形でということで、予約期間等も差をつけるということが多分条文に載ってくるんだと思うんですが、地域のためにそういうふうに活動されている団体が、新年度、新たに活動をコミュニティセンターで行った場合、その活動の2年目以降は、今活動されている団体は、今

後も予約期間等の関係で優遇というか、優先的に使用ができるということが多分条文に載ってくると思うんですが、新たにコミュニティセンター化されて、平成30年4月1日から新たにそこで活動を始めた団体、これはずうっとそのまま地域のために活動していきたいという方々は、そのさらに次の年、その活動の2年目以降というのは優遇されないわけですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今活動されてみえる方は、今言われたような配慮は必要かなというふうに思いますが、それはどういう形になるかまだわかりませんが。新たにそういう地域の課題解決のために取り組むというのは、それは個々の団体の方がそういうふうにするということも当然ございますし、そうではなくて、その地域のいろんな方々が御協議して、みんなでこういう形でやっていこうというふうに考えられることもありますし、なかなかそういうところまで至らないという地域もあるかとは思いますが、それぞれまちまちの動き方になるかとは思いますが、それが本当に地域のためになる活動であるとするならば、そういったところは優先的にしていこうというふうに、それは地域が決められていくことであると思いますので、今どの団体がそうなるのかとか、そういう団体が全てそうなるのかとかというふうにはちょっと言えないと思います。

○委員（高木将延君） ありがとうございます。

いろいろ考えられていると思うんですけど、まだ条文案を見ていないので何とも言えないんですが、聞いてみると、その地域のためにという形に本当になっているかなというようなことを思うので、再度いろいろ検討していただくと助かるかなと思います。

○委員（伊藤健二君） 同じことを形を変えて聞くことについてはお許してください。

大筋の問題で、コミュニティセンター化を何のためにするのかという目的にかかわるので、条文も出ていない今の時点であえて聞くわけです。それは、さっきも言った答申内容については、その他の項目で期待が込められて書いてあります。地域課題を解決していくための機能を果たすこと。今、市は、ここに答申がうたった期待値に対して、そこまでは行けないから、まだ地域課題を解決していくための機能を果たすことについては、そこまではできませんと言っているように先ほど聞こえたんですけど、課長は、地域課題を解決していくための機能を果たすことのために地域づくり拠点施設となるではなくと言ったんです、高木委員の質問に対して。それでいいのか。つまりそこまでは踏み込んでいない。だけど、今これまでやってきた住民の交流施設としての役割やバージョンアップして機能強化して、地域づくりを行っていく上では、拠点の施設として活用されるように運営を改善していこうよというところまでは踏み込んだというレベルで来ているのかどうなのかということが、もう一遍改めて聞きたいことなんですけど、どうですか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今回の公民館のコミュニティセンター化の大きな目的としては、できるだけ地域の施設を今まで以上に有効に活用していただきたいと。それは多くの地域の方々にたくさんもっともっと使っていただきたいという形にしていきたいということが1つと、それから、地域にあるいろんな課題を地域の方々と一緒になって解決をしていくことが今求められておるし、そういうふうに皆さん考えられてみえるんですが、それをこのセ

ンターを拠点として活動していくことを皆さんに御提案をしようというところでございます、私が言い方として、そういうつもりで発言をさせていただいておりますが、ですので、センターを地域づくりの拠点として、地域の方々が地域の課題を解決するためにどういったことをしていこうとされるのか、そういったのをできるだけ提案し、応援していきたいということでございます。

○委員（伊藤健二君） 多分表現の仕方の違いだろうと思うんですけども、最終的には、地域課題を解決することが目的の一つとしてきちり位置づいているのか、位置づいていないのかという話についてずうっと回答が曖昧なんですよ。それは条例文が提示されていないから余計論及できないんだけど、人的体制にかかわるんです。

つまり、私は今やっている地域で公的活動になっている諸団体、自治連合会を初めとする公民館での諸活動やさまざまありますね。社会福祉協議会や民生児童委員やら青少年育成やら、いわゆる一部地域の学校も含めて地域でやっている諸課題、それを年1回、こういうふうにしよう、ああしようという活動計画も立てて計画も予算もつくってやっておるけれども、そういうやつを含めて最終的にコーディネートして、音頭をとって、その地域の課題を解決していくために、ここが責任を持って進めるよという、要するにこの地域づくり運動の拠点、核としての機能を担うかどうかなんですよね。それを実践する場所としてコミュニティセンターを貸してくれというのは、それは当然でしょう。

だから、今ここに書いてある第1段階の意味は別に問題はないし、第2段階でも地域の人が地域が管理する。地域に合った運営を自主的に行うために地域が管理すると、さっき1回目の答弁で言われているわけだ、地域振興課長が。それも正しいと思うけど、それがもう一段階高いレベルを目指していく、地域の問題を解決していくと。ほかに問題はないだろうかといって考えていく組織として、ここで提起しているセンター長及びセンター運営審議会なるものが構成されるのか。いやいやこれまでの従来範囲でとどめてあるよという話なのか、そこははっきりしていませんねということを書いたかったの。

もっと具体的に追求すると、人的体制の問題だから、現行の公民館長プラス連絡所長、可児市の場合は連絡所長は常勤職員ですが、係長級がやっていますけれども、この連絡所長は公民館の運営審議会の報告を、土田の場合は事務局長役をやっていますよね。ほとんどいろんな諸会議の位置づけがちょっと中途半端な部分も含めて、連絡所長は大変重責を担っているんですよ。全てを支えておる、ある意味では。痛いところに手が届いて、かゆいところをかいてもらえる役割を担っておってくるんですよ。苦勞が多くて。

その連絡所長は、今回、連絡所は連絡所で別途あるから、公民館がコミュニティセンター化したときに、連絡所とは切り離されていくか。いや、そこまでの体制はないから、これからもしばらくは連絡所長はそのまま事務局長役として地域の総窓口になっていくよという話なのか。いや、そうじゃなくて、今度は連合会長が格上げして、報酬もくっつけて、新しい体制で新しい陣容でスタートすることを将来目指すために今から検討しておるのかという、どっちなのですかという話はさっぱり見えていないのね。そこについてはどうお考えですか。

なぜかという、それが今地域の連合会長の間で話題になっておるんだ、現実には。だけど、全然この間の話では踏み込んでなくて、何も変わりませんと言っているもので、ちょっと私ら頭の上をかすられたなと言って嘆いておるんです、簡単に言うと。だから、それではよくないので、どこまでは考えているけど、どこまではまだこれからだという線引きをはっきりさせて、将来の方向としてはこう思うというところを出さないといけないんじゃないかという思いからあえてしゃべりづらい話を質問しましたが、どうでしょうか。

○地域振興課長（井藤裕司君） 今、いろんな地域の課題をいろんな団体の方々のお力で活動していただいています。これを一つにまとめてしまって、それをコミュニティセンターを拠点にしてやっていこうというふうな考えまで至ってはおりません。

そのうちの、例えばこういったことはこのセンターを拠点にして、こういう形でやるのではないかというような始められることから、このセンターを使って始めていっていただきたいというその場としての地区センターであるというふうに考えております。

これが先々もっと大きなうねりとなって、大きく広がっていく可能性も当然地域の力によってあると思いますが、そうなっていかないところもあると思います。そういうところは、今までどおり、それぞれの団体、それぞれの役割を持った方々がそのようにやっていかれるというふうに思いますが、今回、今までの生涯学習としての利用だけではなく、いろいろな利用ができるような形のセンターとしての場をつくって、そこで地域の方々が一緒になってやれることからやっていく。そういったことが今やっている事業の一緒にやることによる相乗効果が出たりとか、そういうようなことが一つずつ見えてくるのではないかというふうに考えておまして、これをする大きな目的が、今やっている事業を全部そこに集約して、そこでみんな考えていこうというところまで考えているというところではございません。

○委員（伊藤健二君） 大体わかりました。

ただ、今やっているやつを全て一つの団体に統括、一本化しようという話を私は求めているわけでもなくて、またそんなことができるとも考えていません。ただ、地域づくりの運動の主体を担う部隊を、政策を考えたり、この〇〇地域ではこの課題が大きな課題だから、これも取り組んで、地域の皆さんに返しながらか、一緒になって解決するために力を合わせてもらうために何ができるか。そのための必要な会合や集会を、今度、今の公民館で地区集会を開いて提起していこうというようなことも、みずからの課題として自覚をし、選定をし、決定をして、参加を呼びかけていくようなことができる、そういうセンター運営審議会となるのか。そういうことをやれるところとやれないところが出てきても、やれるところはやっていいよという、あなたのほうに任せるよと、そこは。自由裁量でやってもいいよと、もちろん公的な目的のために、公的な活動の前進のためにという大前提はもちろんあるんですよ。そういうことでやっていいよという幅のある受けとめ方で言っているのかということちょっと確かめたかったわけですけどね。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、6番目、二野地区で計画している土壌処理事業に関する報告を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（杉山徳明君） 報告事項の表題とお手元にお配りをしました資料の表題が違いますのは、恐らく今回、名称が初めて示されていまして、それをさせていただくということで資料の出し方を変えましたので、御容赦ください。

それでは、委員会資料6をごらんいただきながら説明させていただきます。

株式会社ダイセキ環境ソリューション、仮称でございますけれども、岐阜リサイクルセンターというふうに称されています。その建設工事に関する協議等の経過報告についてでございます。

議会でも取り上げていただいて、いろんなことを検討しているわけでございますので、御承知のところもあると存じておりますけれども、平成29年3月から5月の間で、可児市またはダイセキ環境ソリューションと、あるいは関係者との動きを時系列でまとめさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

まず平成29年3月7日に可児市の環境審議会の委員で、名古屋にありますリサイクルセンターの視察をしてまいりました。当日はバスで参りまして、車窓にて、大勢でしたので、おりて見てもらうのは困るということで、バスの中から関係の方にバスの中に入ってもらって、バスの中で、これはこういうものをやっていますということを説明させていただきました。したがって、臭気とか音については、比較的バスの中ですので、感覚的には違っておるよという話は前もってお話をしながら説明を受けながら車窓でやりました。

そして、名古屋本社の会議室で質疑応答と、それから岐阜リサイクルセンターで予定をしていらっしゃるDME工法ですね。磁石による工法のビデオ上映を見てまいりまして、関連な質疑応答をしていただきました。

翌日になりますけれども、ダイセキ環境ソリューションのほうで岐阜県のほうに汚染土壌処理業の事業計画書を提出いたしました。県においては、平成29年3月10日付で受理をしておるというふうにいただいております。また可児市のほうには、県に提出されたものと同様のものを、3月9日に持っていらっしゃいましたので、受け取って、中身を見ながら、今後の協議に向けて進めていこうということで確認をしている最中でございます。

3月21日につきましては、議会からも御案内がありまして、二野・羽崎の区長方々が非常に心配していらっしゃるということもありまして、市としてどういうふうに今後進めていきますよということも含めて、意見交換会をさせていただきました。中身としましては、地元で御心配になっていらっしゃる環境項目等については、市のほうで公害防止協定を結んでいく予定をしているので、その中で盛り込んで地元で見ていただくよりも、市で監視をすることのほうが多分皆さんは安心するでしょうから、そういうふうな形で公害防止協定の中に取り込むので、情報共有しながら進めていきたいと思いますという話をさせていただきます、地元

としては願ったりだねということで、今後情報提供しながら進めていくというふうに確認を
してまいりました。

翌月4月になりまして、平成29年4月16日でございますけれども、3月10日に県が受理を
しました汚染土壌処理業の事業計画書について、県が持ちます専門委員というのがいらっし
やいまして、そこの特別に専門委員を集められまして、そこでダイセキ環境ソリューション
から計画書の中身についての説明と質疑応答をするという会議を設けられましたので、私ど
も環境課の職員も一緒に出席させていただいて、内容も含めて聞いてまいりました。

なお、この議事録等については、現在まだ県のほうで整理をしていらっしやあって、私ども
の手元には届いておりませんが、最終的には県のほうから資料提供いただけるという
ふうに考えております。

翌日につきましてでございますけれども、可児市市民協働のまちづくり条例に基づく開発
協定書の締結、事前に参考資料としてお配りいただいております参考資料の2というところに載
せてございますけれども、その協定書を締結いたしました。

環境課の項目としましては、19番目だったと思っておりますけれども、20番目等もあると思いま
すけど、環境対策に関して、市や地元の住民との協議をしてくださいねということ。それか
ら、土壌運搬や土壌管理、あるいは工程管理について、それから公害防止等に関する協定を
結んでくださいねと。広く言いますと、公害防止協定というふうに申し上げておりますけれ
ども、それを締結してくださいねということで、合意をしたものが協定項目として上がって
おります。

5月につきまして、やっとその協定が結ばれたことによりまして、公害防止協定の協議に
着手をさせてもらいました。現在、リスク的にリストを提出してダイセキ環境ソリューショ
ン側と、まずはリストの確認を協定の中に入れよう、入れませんということじゃなくて、今
までに協議してきた内容がこれで合っていますかということの確認し合っているところで
ございます。おおむね1カ月ぐいらを予定して進めてまいっておりますので、現状としては、
公害防止協定の本編を整理していく今準備をしているところでございます。

平成29年5月19日におきましては、地元の二野・羽崎のほうから事前に要望がございま
した件で、久々利川の水質分析を今後していってくださいということが要望として上がって
いましたので、いやいや操業してからでは遅いので、操業する前に水質調査をなさいとい
うことで、ダイセキ環境ソリューションのほうに提案をし、2カ所、排出口の上流と下流で現
状の水質を確認なさいということで、やりますということで協議しましたので、19日に採
水をしました。結果につきましては、6月6日に届いております。内容としましては、現状
のところ、環境に影響するようなものは上流についても下流についても流れていないとい
うことでございますので、お配りはしておりませんが、計量証明を持って報告がありま
した。このチェックでございますけど、今後もダイセキ環境ソリューションにも分析屋がお
りまして、公的証明を出すことができます。それだけでは足りないもので、市が指定する、あ
るいは地元が指定したところに同時にチェックしてくださいということで、今後もその形で

進めていくということで、第1回目についても2社の業者に来ていただいて、採水をして分析をして、2社とも影響ないということの報告をいただいているところでございます。

現状のところ、こんな形で進んでおります。

なお、お手元に以前に委員会でもお示しがあつた計画のスケジュールがあると思いますけれども、ごらんいただいたように、建設工事のプラントの設置とか、その前に行われる建設工事地元説明会といいますのは、平成29年3月8日にダイセキ環境ソリューションが岐阜県のほうに提出をした事業計画書の全体が十分でしょうということがない限り、後戻りがあるので着工しませんということで、現状は着工も、それから地元説明も入っていない状況です。

したがって、ここに書かれている月数分は、後に倒れていくだろうというふうに考えていますので、私どもがいつということを申し上げる立場にありませんので控えさせていただきますけれども、それぐらいの期間は後から着工がおくれてくるんだろうなというふうに思っていますし、完成についても多少おくれてくるんだろうなというふうに考えています。

あと、ここに書いてございませぬけれども、公害防止協定については、できる限り着工前に大筋まで進めていきたいと思っておりますので、非常に期間の短い中でやりとりをしなければいけないというふうには思っていますけれども、何とか着工までに大筋は見たいというふうに思っていますので、もし可能であれば次回か9月の議会にお示しできるのであれば、お示しできるところまでは準備したいと思っておりますので、きょうは項目的には全く持つてございませぬので、御容赦ください。以上です。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） まず1点、細かいところで申しわけない。19番、開発協定書。こういう書類で、僕、誤植を見つけたのは初めてなんですけれども、「下水道に混入させないように」って、これはどういう意味ですか。「に」の間違いかね、これ。19番。

○環境課長（杉山徳明君） これは所管が建築指導課でございますので、私のほうではないのでちょっとわかりませぬけど、恐らく誤植でしょうね。

○委員（川上文浩君） こういった契約書で、市長印と会社の印鑑があつて、誤植があるなんていうのは僕は見たことがないので、本当に読んでおるのかね、これというところから、もうちょっと疑問点がついてきちゃう、こういった単純な誤植をやるということは。大事なんだよね、これ。開発協定書なんだから、ここでこんな誤植が出るなんていうのは、本当にちゃんとチェックしておるのかね、お互い2者はという話になってきて、そこからまた疑問が湧いてくるの、この会社と行政のやり方に対して。だから、こんなの威張つてぼんと出して、甲乙の契約書の中に誤植があるなんていうのは、普通こんなのあり得ないよ。どうですか。

○環境課長（杉山徳明君） 大変申しわけありません。訂正させてもらうように準備します。

○委員（川上文浩君） 本当にこれは公のものだから、本当に誰がチェックしておるのか知らないけど、一発でわかるじゃないですか、読めば。意味が通らんなんていうのは、余り責めても仕方ないんだけど、こんなミスは普通会社ではあり得ないですよ。絶対ない。ダイセ

キ環境ソリューションも大丈夫かなと思うの、この会社。普通は、もう一度、全部総務課がチェックしますよ、協定書なんだから。だから、そのところが本当に行政側のミスなのか、向こうのミスなのかわからないけど、これに気づかないようでは本当にお粗末甚だしいでいよね。あきれ返って物が言えない。

○委員長（天羽良明君） 暫時休憩をします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時52分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

質疑のある方の発言を求めます。

○委員（伊藤健二君） さっきの平成29年5月19日に河川水の水質分析のための採水に立ち会ったということで報告がありました。御苦労さんでした。またあわせて、もう1社、市が指定する信頼のおけるところで採水させて、同一対象物に対する水質検査を必ずダブルでチェックするという事は極めて大事でして、可児市が過去幾つかの事例で水質汚染で苦汁をなめているのは明らかですので、ぜひこれはやり続けていただきたいのと、これは一つお願いですけど、当委員会、議会の建設市民委員会宛てにコピーを議会資料として提出してください。これはお願いできませんか。委員長、そういうふうで要請していただくということでしょうか。

○委員長（天羽良明君） 環境課長、その辺はできますか。

○環境課長（杉山徳明君） もともと資料として何らかの形でまとめて報告する必要があると思っていましたので、その中に入れ込むという形であればそういうふうになりますし、もう一つは、時期の問題がまだこれから考えなきゃいけないんで、出てきた段階で資料として随時お知らせするというやり方もあろうかと思っておりますので、その辺はちょっと相談させていただいて、どちらにしても示していくつもりでもともとありますので、御相談させていただければと思っています。

○委員（伊藤健二君） これはダイセキ環境ソリューションだけではなくて、リニア中央新幹線も連動して、いろんなところでいろんな水質検査を求めていくことが出てくると思うんです。相手が責任を持って事前のチェックを開始するという時期が必ず来るので、来た時点でどういう形で集約して報告するかはよく相談していただくということを前提にした上で、全データについては、議会としても把握をしていくということをお願いをしたいという趣旨ですので、笹洞ため池を初めとする各水質のチェックも、河川のチェックもよろしくお願いたしたいということです。

○委員（川上文浩君） まずは、これはずうっと議会でやってきているんですけども、施設稼働は5月中旬ということで、県の許可が出れば変わらない。順調に今行っているということで認識してよろしいですか。

○環境課長（杉山徳明君） 協議については順調に行っていると思っておりますけれども、期間はお

くれています。

○委員（川上文浩君） やはり汚染土ですから、今まで安全に暮らしていた二野地域の方々や市民、それから二野工業団地に汚染土が持ち込まれるという状況を迎えておるわけです。その中には、ひょっとするとウランがまざる可能性も捨て切れないと。あってはならないことですが、捨てるという状況は議会でも確認してきたということでもあります。

今後、公害防止協定を環境課として結ばれていくわけですが、それに付随する規則だの運用の細かい規定も出てくると思うんですが、そういうのも同時に環境課としてはやられていくわけでしょうか。

○環境課長（杉山徳明君） お手元のほうに参考資料で県が示しています公害防止協定の例文がありますが、これは単純に法に書いてあるものの項目が出てあります。例えば今回のダイセキ環境ソリューションの仕事については、どこの土がどれくらい来ますよということが事前にわかる必要があるだろうと。そして、それをどう処理して、どこに持っていきますよというものを整理する必要があると思いますので、そんなことは本編の中に全部入れていくつもりでいます。外に出して、運用で云々かんぬんということについては、また疑義が生じたときに非常に問題になるといけないので、本編の中にできるだけ細かく書いて残していこうというふうに考えています。

○委員（川上文浩君） ぜひそういったことをしっかりやってほしいということと、ダイセキ環境ソリューションの方が言われたんですが、あそこできてよかったじゃないと。もっとほかのところでできてきたら、ダンプが汚染土をまき散らして走っていくんだぐらいのことを言われたので、非常に私は不信感はずうっと持ち続けています、あの会社に関しては。

それと、本社へ行って委員会で協議したときに、ポケット線量計の件、全職員につけさせる方向で検討すると、珍道担当監がおっしゃっていましたが、その辺の話はどうなっていますか。

○環境課長（杉山徳明君） 最終的には詳細はまだ決まっていませんけれども、私どもも従業員の方に線量計を持ってもらって、それに異常があれば異常なんだよという話については継続して話をさせてもらっています。

○委員（川上文浩君） そのときは、議会、建設市民委員会と地元の自治会長も見えた上での話なので、しっかりと実行されて、そして、データについては公表する。これは原則ですので、必ず公表してもらえそうな形をとってもらおうということをしつかりやっていただきたいというふうに思います。

先ほど伊藤健二委員からもありましたけれども、このことに関しては、やはりその都度その都度決まったら、細かくて申しわけないんですが、情報を委員会のほうに提供していただきたいというふうに思いますし、また必要があれば、委員会としても地元との協議、意見交換会なども頻繁に行いながら、安全を脅かすことがないように指導していくという形で取り組んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○環境課長（杉山徳明君） 私どもも同様で、市民が不安になられないようにというのがまずベースにあると思っていますので、両者とも同じ考え方だと思っていますので、今後ともよろしくをお願いします。

私どもが今考えているところでは、県の事業計画書がオーケーだよというところは多分文書的に出るとお思いますので、その時期がある意味、地元の説明会とかのスタートの時期だと思っていますので、十分その辺を注視しながら、情報提供が必要な場合については、タイミングよく出させていただくつもりでおりますので、よろしくをお願いします。

○委員（川上文浩君） これはJ R東海が清水建設と契約をして、ゼネコンですよね。清水建設がダイセキ環境ソリューションにするかどうかはまだ決まっていないという話で、あそこにつくるんですから、完全に裏取引があってやられるとは思うんですけども、清水建設の工事担当者、要は汚染土を排出する担当者なんかと協議する場なんかは設定していただけるようなことはできますかね、環境課長のほうで。

○環境課長（杉山徳明君） 確認ですけど、議会と清水建設の現場の所長とか、そういう方ということでしょうか。

○委員（川上文浩君） はい、そういうことです。

○環境課長（杉山徳明君） 必要になればそういうふうにしますし、現在考えていますのは、瑞浪市の環境課と意見交換をしなきゃいけないというふうには思っています。

そして、瑞浪市がこの間やられた内容を把握した上で、必要に応じて工事の施工業者にというふうには考えておりますので、まずはステップとしては、瑞浪市の行政側に意見を求める、あるいは情報提供していただくというのが重要なというふうに思っています。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この議題は終了させていただきます。

ここで委員の皆様にお諮りしたいんですが、今年午後0時を過ぎましたので、報告事項は文化創造センター a 1 a のほうが1個残っておりますし、協議事項も2つ残っておりますが、ここで休憩をとらせていただくか、ここの出発は午後1時20分に下のロビーで集合すれば間に合う今状況にありますので。

〔「余分なことを言わずに続けてください」の声あり〕

このまま継続して、わかりまして。そうしたら、可児市文化創造センター a 1 a のほうの準備に入りますので、暫時休憩といたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後0時02分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、7番目、可児市文化創造センター a 1 a の大規模改修についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 建設市民委員会資料番号の7をごらんください。

昨年度から可児市文化創造センター a 1 a の大規模改修の実施設計を行っておりますが、本日は実施設計を平成29年度に繰り越しました理由となっております文化創造センター a 1 a の特定天井の改修方法について、中間ですが報告をさせていただきます。

まずここで言う特定天井というのは、つり天井で、高さ6メートルを超える、かつ面積が200平米を超えるもので、天井構成面の荷重が1平米当たり2キロを超えるものをいいます。天井に関しては、さきの東日本大震災で大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、建築基準法の改正がなされました。さらに、平成28年6月1日には、建築基準法の一部を改正する法律等の施行についての技術的助言において、熊本地震における天井被害の状況を鑑み、増改築の機会を待たずして特定天井の改修を行うことが望まれると示されました。

可児市文化創造センター a 1 a では、劇場という不特定多数の利用者が集中するホールなど大規模空間を有しております。地震時には天井が脱落する危険性があるため、耐震対策を講じる必要があると言えます。可児市文化創造センター a 1 a の場合、この特定天井は、外部の大ひさし1,900平米とロビーホールの部分の1,300平米、それから劇場部分の主劇場540平米と小劇場290平米が当たります。具体的に改修の工法ですが、本日、もう一枚配付させていただきました資料も御一緒にごらんください。外部大ひさしとロビーホールに関しては、既存の天井を撤去した上で、天井裏に新たに準構造部材を構築します。揺れに強い天井とする準構造化を行いたいと思います。この工法では、そもそもつり天井ではなくなるため、特定天井には当たらないことになりまして、今後、法改正の影響は受けなくなってきます。この部分は、天井面から構造体までの距離も短いということもあって、天井内部にあるダクトなどの整備機器を取り外すことなく工事が可能なことから進めていきたいと思います。

また、劇場においてですが、天井直下にネット面を面的に設置するフェイルセーフという工法を行います。改修の前提として、劇場としての機能が損なわれないことと、それから天井内の設備機器に影響がないこと、これを前提としていますので、この工法は、これらを満たし、さらに費用を安価に抑えるとともに、その上で利用者の安全性を確保できるということで、工期を短期間にできます。そういったことから、この方法で進めていきたいと思いません。

戻りまして、全体の工期に関しましては、平成31年から平成32年度のうちの17カ月を予定しております。前半の約半年を開館したまま行う調査期間としまして、その後、半年を全館を休館します。その後5カ月は、各エリアの部分休館を伴う工事となってきます。また、工期は現段階の予定であり、実施設計をこれから進める中で工程の見直し、それから変更が伴うことが考えられます。また運営スケジュールやオリンピックなどの影響を受けることが考えられますほか、入札の動向、それから請負業者の調査結果等によりずれが生じる場合も考えられます。そういったことも含めて、市民への告知は、実施設計の詳細が固まり次第、広

報「かに」等で行うことを検討しております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いします。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の方は御退席ください。お疲れさまでした。

〔理事者退席〕

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、あと2つでございます。協議事項でございますが、このまま続けてもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

そうしましたら、1番、議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

こちらのほうは、資料が皆さんのお手元にありますね。資料8、議会報告会での意見の取り扱いについて、建設市民委員会、◎公民館のコミュニティセンター化について、議会報告会のテーマであり、各会場でも意見が多かったため、建設委員会にて対応というところがございます。先日の議会全員協議会でも、この辺のものが当委員会で議論をとすることは皆さん御存じのとおりでございます。あと、兼山公民館付近の排水能力の調査、あとホールでバスケット等ができるように改修してもらいたい、あとは、空き家の固定資産税の住宅用地の特例措置を含めた対策についてというこの4点が当委員会のほうに送られております。

皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますが、発言のほう、よろしくをお願いします。

まず補足でございますが、皆さんの御意見をいただく前でございますが、兼山のほうで、兼山公民館付近の排水能力の調査という点でございますが、これは前公民館長と前々公民館長がいた班のところから出てきた意見だったらしいですが、7・15のときにはプールのようになっていたということで、御意見としては、割かし大きい大雨のたびにあふれるというお話だったようです。こちらのほうを建設部長のほうに先日お伺いしたところ、能力的には、物すごい大雨はちょっと対応できないかもしれませんが、通常の大きな雨であれば、能力的には建物の下を樋管が2つ、大きいやつが通っておりますので、そこで処理ができるはずだという御意見、調査の結果をいただいております。

現場を見せていただいたところ、やはり若干側溝のほうには枯れ葉などがたまっているような状況がございましたけれども、能力的には大丈夫だということをおっしゃっております。

○委員（川上文浩君） 排水能力のことを言い出したら切りがないですよ。可児市中で、広見も含めて。上げること自体、そこで調べてやるのは結構ですけれども、僕は公民館のコミュニティセンター化について、所管事務調査に取り入れながら、設置管理条例も出てきますのでやるというだけで、1テーマで今回はいいというふうに思います。

○委員（伊藤健二君） ホールでバスケット云々というやつが出ているんだけど、あれも私が出たところで出ただけで、結論は、もう一遍正確に調査をして、何が問題なのかをまとめて、技術的な問題を含めて出してもらおうと。できれば予算決算委員会ごろまでに調べてくれれば一番いいけど、そんなふうにはすぐ出ないのか、古い話なんてということになるのか、そこも確かめて、早々に今6月議会中に一定の方向性が見えるようにしてもらいたいと思うんだけど、結構、絶望感あふれた声を聞いていますけど、何ともならんわな、あんなものという声と、ほんでももっと使えるようにしてくれよという声と、期待とあれと両股あるので、きちっと調べて、何をどうすれば、どの程度のコストをかければどこまでできるというのをはつきりさせてから、ちょっと議題として扱わないといけないと。再調査して詰めるという意見です。

○副委員長（勝野正規君） 今のバスケットボールの話は、詰めるという世界じゃなくて、単純にホールの場合は、バドミントンまでは許容範囲で許可できるんだけど、バスケットボール、バレーボールというのは許可できない施設、空調が設置してあるけれども。要は、中恵土とか兼山とか春里公民館はそうなんですけど、そういう施設。

だから、今、川上委員が言われように、委員会として取り上げるべき、公民館のコミュニティセンター化というのは、委員会だけじゃなくて、全議会で注視しなきゃならないんでいいですけども、その他のものについては、伊藤健二委員が言われるように、調べよということなら調べても報告だけはできるんだけど、市民の意見は、ホールでもバスケットは子供たちも大人もやりたいよということだけなんですわ。ただ、その代替施設として、学校開放事業ということでバスケットをやる施設はあるので、それはどこの公民館もそうなんですけれども、そこまで調べる必要があるかなと僕は思うんですけど。

○委員（川上文浩君） 当然ホールなんで、球技というか、バスケットはできないというので、僕も一回聞いたら、これは建てかえしかないということなので、改修して、これを体育館、運動施設にするのは非常に厳しいと、老朽化の問題もありまして。それは回答を私は個人的にもらっていますので、もしそういったものをするのであれば建てかえて体育館にすると。もともと体育施設としてつくるしかないということですね。バレー、バスケット、それからフットサルですか、そういったものにするには。現状では、改修だけでも無理だということだそうです、規模的に言って。規模というか、建て方がまずホールで建ててあるので、体育施設として建てていないので、多分強度とか、いろいろあると思うんですね、基準がね。それにはもう成りかわらないということなので、だったら建てかえしかないということですので、ちょっと検討はまあまあいいというふうには思っています。

今問題になっているのは、体育館の床がささくれて胸に刺さったりとか、バレーはどうしても回転レシーブですか、飛び込んでやるので、そこで胸に刺さったりということがあるので、かえてそういうのに利用すると危ないのかなと。下の状況、僕は床の状況はちょっと把握していません。

○委員（伊藤健二君） そこまでの深まった話が既に存在しているということは、ちょっと認

識できていなくて、訴えられるままに議会報告会が放置したというのだけは避けたかったので、あえて提起した。だから、そういう趣旨ならば、明確にそこに出された人たちに、こういう選択肢があるということを含めて、しかし、現実的には今すぐ建てかえ、改築の話はないから、別の対応の仕方ということを返事してあげないといかん。議会不信の最大の問題は、いろいろしゃべったけど、議員が返事をしないということが常態化したような状態が一番困る。そういうことで、私は今の発言を取り下げるので、入れる必要はないと思います。

ただ、この問題については、議会が議会として聞いた話ですから、明確に川上議会運営委員長も調べられておるのはさすがだと思ったけど、それを詰めて聞いて、委員長の責任で必要のところへ報告を流れるようにしてほしいと思いますけど、お願いします。

○委員長（天羽良明君） では、今の御意見のほうを尊重して、対応したいというふうに思っています。

一番下の空き家固定資産税云々という部分について、実はきのう、総務企画委員会がございまして、議論をぜひ建設市民委員会のほうでという議論がありましたが、この点はいかがでしょうか。

実は今、施設住宅課のほうで進めている空き家の関係の対策協議会のほうが、この前意見がすごくたくさん出たということで、本当はこの6月議会の計画では報告事項が上がってくるはずだったんですが、まだ取りまとめ作業に時間がかかっているということで、またその準備ができ次第、検討委員会の議論を経て、当委員会のほうに報告があるようにはお願いをしてありますので、どうですか。

この点については、そういったことで注視していくという形でよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

わかりました。

ということで、皆さんの御意見では、1番目、◎のところが今後の当委員会の取り上げるテーマという形になりましたので、この件については終了させていただきたいと思います。

それでは最後に4番目ですが、次期委員会への引き継ぎ事項についてを議題といたしたいと思います。

議会基本条例第11条第3項により、所管事務調査及び政策提案の内容を取りまとめて、次の引き継ぎを行いたいというふうに思っております。

今ちょっと、副委員長と案を、たたき台をつくってまいりましたので、お配りさせていただきます。

あとは、先日行われた一般質問等、前議会の一般質問等も含めて、当委員会で引き継いでおくべきことがありましたら、皆さんの御意見を頂戴してまとめていきたいというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） これプラス、樺ヶ丘宅地開発事業へきょう午後に行く。これをぜひ注視するよということと言っていたらいいというふうに思います。

○委員（高木将延君） 公民館のコミュニティセンター化に伴うことにも関連してくるんかと

思うんですが、市の行政側からどうのこうのではなくて、受け皿となる地域のほうも見ていかなきゃいけないかなというふうに思います。さきの答弁ですと、地域によってはできるどころ、できないところが出てくるんじゃないかということだったんですが、やはり地域活性化って全体的にやっていかなきゃいけない問題だと思いますので、地域の中心となる自治会と自治会長との懇談会は今までやったと思うんですけど、それ以上に建設市民委員会が主催する地域課題懇談会のような形で、もっといろんな方からいろいろ意見をいただいて、可児市が抱える自治会の全体的なことというのをまずは把握しなきゃいけないのかなというふうに思いますので、そのあたりも委員会で見ていっていただきたいなと思います。

○副委員長（勝野正規君） ごもったもな話なんですけど、今、高木委員が言われた可児市全体に係る課題というのは、公民館のコミュニティセンター化以外のことだけを言っておるのか、このほかの課題もということですか。

○委員（高木将延君） 自治会、所管が地域振興課になるので、去年の建設市民委員会の中には、自治会も見えていくということが事務に入っていたと思うんですけど、同じような形で、自治会のいろんな諸問題を個々の自治会で捉えるのではなくて、全体で解決していかなきゃいけないことってあると思うんですよ。そんなところを抽出していくのも一つ必要じゃないかというふうに思います。

○委員（川上文浩君） 1番のところに、そういったことの文言を入れてもらって、注視していくということと、やはり市民の中では何が心配かということ、指定管理者という言葉も第2段階で出てきちゃっているんで、今回の資料の中で。出てきちゃいましたから、そうすると、全館、公募して株式会社になるんじゃないかみたいなのが見え隠れしてくるので、担当課と部長は、指定管理ありきじゃないとはっきり言ったので、そこはちょっと注視していかないと、指定管理ありきになると、一括して館ごとにプロポーザルなり何なりの指定管理の公募に入ると、いろんな会社が手を出してくるということになってくるので、どうしても児童センターのイメージがついていますから、指定管理に移行するまではきちっと直営でやっていくということと、我々は議会としてしっかりと注視して行って、今言われたことが変わったなら変わるときに徹底的に議論すればいいので、現段階の指定管理云々は、地域で云々ということは、前提として。だから、まずは直営できっちりやっていくんだと。コミュニティセンターの名称が変わって、社会教育法から外れるということの検証と、しっかりとしたチェックをしていくということで、しっかりとこの委員会でやっていくようにというようなものをつけ足してもらえばいいのかなと思います。

出ちゃいましたからね、きょう、指定管理の第2段階で。

○委員長（天羽良明君） ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、この文章に今の地域の受け皿という部分を加えて、3番に樺ヶ丘宅地開発事業のほうも入れさせていただいて、副委員長と一緒に文案をつくって、また皆さんにお知らせを、サイボウズ等を使ってさせていただきたいというふうに思います。

ほかには皆さん、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

以上で、建設市民委員会を閉会いたしたいと思います。

閉会 午後0時22分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月15日

可児市建設市民委員会委員長